

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会
意匠審査基準ワーキンググループ報告書

「画像を含む意匠に関する意匠審査基準の改訂について」
(案)

平成27年11月

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループにおける検討経緯

産業構造審議会知的財産分科会¹の意匠制度小委員会では、平成 23 年 12 月 20 日以降、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ジュネーブ改正協定」という。）及び 1979 年 9 月 28 日に修正された 1968 年 10 月 8 日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定（以下「ロカルノ協定」という。）への加入並びに画像デザインの保護拡充の方向性について検討が行われ、平成 26 年 1 月 31 日に報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」（以下「意匠制度小委員会報告書」という。）が取りまとめられた。また、意匠制度小委員会報告書は同年 2 月 24 日に知的財産分科会において了承された。

意匠制度小委員会報告書では、画像デザインの保護制度の在り方について、法制的な枠組みと意匠制度を支える運用面の取組とによって実現される制度全体を念頭においた上で検討を進めることが必須であり、情報技術の発展等によって、物品の種類（パソコンとスマートフォン等）による保護のバランスを失しかねない状況に至っていることを踏まえ、意匠審査基準を改訂することにより、①物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、②パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、本ワーキンググループにおいて画像を含む意匠の登録要件について具体的検討を行うこと、及び、その検討結果を意匠制度小委員会に報告し、実施・侵害行為等についての考え方と共に同小委員会における検討に付すことが示された。

これを受け、本ワーキンググループでは、現行意匠法の規定の下で対応可能な画像を含む意匠の登録要件について、上記①及び②の視点に基づく具体的検討を行った。

第 4 回ワーキンググループ 平成 27 年 3 月 30 日（月）

議事・画像の意匠の審査基準に関する検討の進め方について

- ・画像の意匠の創作非容易性判断基準の明確化について①
 - 「画像デザインの開発手法の実態に関する調査研究」の結果概要

第 5 回ワーキンググループ 平成 27 年 4 月 24 日（金）

議事・画像の意匠の創作非容易性判断基準の明確化について②

- 意匠審査基準改訂についての考え方
- 改訂意匠審査基準（案）
- ・画像デザイン意匠公報検索支援ツールについて

¹ 旧知的財産政策部会。平成 25 年 7 月の審議会組織見直しにより、名称変更された。

第6回ワーキンググループ 平成27年5月27日（水）

- 議事・画像の意匠の創作非容易性判断基準の明確化について③
 - 改訂意匠審査基準（案）
 - ・画像の意匠の登録要件（保護拡充）について①
 - 意匠審査基準改訂についての考え方

第7回ワーキンググループ 平成27年7月24日（金）

- 議事・画像の意匠の登録要件（保護拡充）について②
 - 改訂意匠審査基準（案）

第8回ワーキンググループ 平成27年11月20日（金）

- 議事・改訂意匠審査基準（第7部第4章 画像を含む意匠）（案）について
 - ・意匠審査基準ワーキンググループ報告書の取りまとめ

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会
意匠審査基準ワーキンググループ
委員名簿

- | | |
|----------|--|
| 井手 雄一 | 一般社団法人コンピュータソフトウェア協会
株式会社ワコム インテレクチュアルプロパティ・バイスプレジデント |
| 金子 俊幸 | 一般社団法人日本自動車工業会知的財産専門部会意匠分科会委員
日産自動車株式会社知的財産部課長 |
| 古城 春実 | 桜坂法律事務所弁護士 |
| 佐野 勝大 | 一般社団法人組込みシステム技術協会
株式会社ユビキタス代表取締役社長 |
| 関口 剛 | 一般社団法人日本デザイン保護協会専務理事 |
| 座長 茶園 成樹 | 大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻教授 |
| 永田 義人 | 一般社団法人情報サービス産業協会ビジネス基盤強化委員会知財・法務
部会委員
株式会社野村総合研究所クラウドサービス本部業務管理室上級専門ス
タッフ |
| 中原香通子 | 一般社団法人電子情報技術産業協会デザインの法的保護タスクフォー
ス委員
富士通株式会社法務・コンプライアンス・知的財産本部知的財産戦略統
括部マネージャー |
| 並木 克智 | 一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会
株式会社バンダイナムコエンターテインメント知的財産部ゼネラルマ
ネージャー |
| 林 千晶 | 株式会社ロフトワーク代表取締役 |
| 林 真紀 | 一般社団法人日本知的財産協会意匠委員会委員長
キヤノン株式会社知的財産法務本部契約渉外センター商標・意匠部商
標・意匠課 |
| 林 美和 | 日本弁理士会意匠委員会委員
TMI 総合法律事務所弁理士 |
| 増田 勝弘 | ゼブラ株式会社常務取締役CSR推進本部長 |

(敬称略、五十音順)

1. 画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準改訂の考え方

(1) 登録対象の拡充（意匠法第 3 条第 1 項柱書、同条同項第 3 号、第 7 条）

現行意匠審査基準では、平成 18 年意匠法改正当時の状況を踏まえ、物品にあらかじめ記録された画像でないものは意匠を構成しないものとして取り扱い、物品に事後的に記録された画像や、パソコン等の電子計算機にソフトウェアをインストールすることで表示される画像等は、意匠登録の対象から除外している。

しかしながら、情報通信技術の急速な進展に伴い、機能の事後的なアップデートが可能な機器が増加したことに加え、スマートフォンやタブレットコンピュータといった小型高性能な電子機器（モバイルデバイス）の急速な普及を背景に、これらの機器にソフトウェアを追加することで、従来は様々な専用機が担っていた役割を一台の機器を核として実現し得る時代へと変化してきている。その結果、現在においては、これら機器が事後的に具備した機能についても物品の機能として理解する意識が社会に広まると共に、当該機能の実現のために用いられる画像についても、一定の保護ニーズが示されるに至っている。

このような、物品の機能に係る現代社会の理解の変化に対して、現行意匠法が許容する範囲内において意匠の審査運用を適応させ、画像を含む意匠のより適切な保護と活用を図るため、以下の点を中心とする意匠審査基準改訂の考え方をまとめた。

①工業上利用することができる意匠（意匠法第 3 条第 1 項柱書）

当初の製造出荷段階で物品にあらかじめ記録された画像のみならず、その後いずれかの段階で物品に記録された画像（事後的に記録された画像）についても、物品との一体性を有するもの、すなわち、意匠法第 3 条第 1 項柱書適用の要件としている「意匠を構成するものであること」の要件を満たすものとして取り扱う。

この場合、ソフトウェアのインストールにより記録された電子計算機の付加機能に係る画像についても、意匠を構成するものとして取り扱う。

他方、テレビ番組の画像やインターネットを通じて表示されるウェブサイトの画像など、物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの、及び、映画の一場面やゲーム等のいわゆるコンテンツを表した画像については、引き続き、物品との一体性を有さないもの、すなわち意匠を構成しないものとして取り扱う。

また、ネットワークコンピューティングによりクライアント端末である電子

計算機に表示される画像は、意匠法第 2 条第 2 項に規定する、一体として用いられる物品に表示される画像には該当しないものとして取り扱う。

②願書及び図面に記載すべき事項（意匠法第 7 条、第 3 条第 1 項柱書）

ソフトウェアのインストールにより記録された付加機能を有する電子計算機の画像について意匠登録出願する場合には、願書の「意匠に係る物品」の欄に「〇〇機能付き電子計算機」と記載して、付加機能（〇〇機能）を有する電子計算機であることを明記する。当該「〇〇機能」は、従来専用機において認められている物品の区分を参考としつつ、経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分により表される物品の機能と同等の、一の機能を記載する。

また、電子計算機（本体）とデータ表示機とが別体として構成された電子計算機の場合には、現行の意匠審査基準に則して、画像図のみの図面による出願を認める。

③類否判断（意匠法第 3 条第 1 項第 3 号）

画像を含む意匠の意匠に係る物品の類否判断は、以下の点に留意しつつ、現行の意匠審査基準における全体意匠及び部分意匠の類否判断の考え方を適用する。

- ・画像を含む意匠の場合には、意匠に係る物品の用途及び機能の類否に加え、当該画像の用途及び機能についても類否の判断を行う。
- ・付加機能を有する電子計算機と他の物品とは、物品としての用途及び機能が共通するかどうかを総合的に勘案して、それらが相互に類似の用途及び機能を実現できるものである場合には、意匠に係る物品が類似すると判断する。
- ・付加機能を有する電子計算機が、電子計算機以外のハードウェアの存在無しに、他の物品と同一又は類似の用途及び機能を実現することができない場合には、当該他の物品とは意匠に係る物品が類似しないと判断する。

なお、公知資料中に表された画像についても、それが電子計算機にインストールされたソフトウェアの画像と認められる場合には、付加機能を有する電子計算機（〇〇機能付き電子計算機）の意匠と認定し、出願の意匠との対比を行う。

（2）創作非容易性判断基準の明確化（意匠法第 3 条第 2 項）

画像を含む意匠の創作においては、その画像を介して実現しようとする物品の機能や使用者のユーザビリティの向上の観点で最も重要視され、そこに多く

のデザイン投資がなされているという近年の画像デザインの開発実態に鑑みると、そのような創作の成果が視覚的な特徴として現れた画像を含む意匠のみを適切に保護し、他方、ありふれた手法に基づいて創作されるような創作性の低い画像については、それらが独占権を有することがないように、できる限り意匠権による保護の射程から外し、当業者の自由利用に委ねることが重要である。

画像を含む意匠についての創作非容易性判断に係る審査基準の明確化を図るため、以下の点を中心とする意匠審査基準改訂の考え方をまとめた。

①画像を含む意匠に関する創作非容易性の判断手法の明確化

多くの審決において明示的に行われている判断手法を前提に、容易に意匠の創作をすることができたと判断する際の論理構成を明記する。

また、創作非容易性の判断主体について、意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界の意匠に関する通常の知識に加え、画像の創作に係る一般的知識についても含まれること、並びに、画像の創作過程においてよく見られる改変及びありふれた手法について、その典型的な考え方と事例を明記する。

②当業者の立場からみた意匠の着想や独創性を評価する際に参酌することができる事項

創作非容易性についての判断においては、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮する。

2. 改訂意匠審査基準案の取扱い

本ワーキンググループでは、現行意匠法の規定の下で対応可能な意匠審査の運用指針として、上記考え方を踏まえた改訂意匠審査基準案を作成した。(添付別紙)

当該改訂意匠審査基準案は、意匠制度小委員会に報告し、同小委員会において実施・侵害行為等についての検討及び意見募集手続を経た上で、適用することが適当である。

以上

改訂意匠審査基準 (第 7 部第 4 章) (案)

第 7 部 個別の意匠登録出願

第 4 章 画像を含む意匠

74 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

- 2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。（第 3 項及び第 4 項略）

意匠法施行規則

様式第 2 [備考]

- 8 物品の部分について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄の上に「【部分意匠】」の欄を設ける。
- 39 (第 1 部「願書・図面」第 1 章「意匠登録出願」11「関連条文」参照)
- 40 意匠法第 2 条第 2 項の規定により物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記載する。

様式第 6 [備考]

- 8 (第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照)
- 9 (第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照)
- 10 (第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照)
- 11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、8 から 10 まで及び 14 に規定される画像図（意匠法第 2 条第 2 項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。）において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 14 (第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照)
- 21 各図の上部には、その種類に応じ「【正面図】」、「【背面図】」、「【左側面図】」、「【右側面図】」、「【平面図】」、「【底面図】」、「【表面図】」、「【裏面図】」、「【展開図】」、「【〇〇断面図】」、「【〇〇切断部端面図】」、「【〇〇拡大図】」、「【斜視図】」、「【正

資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

面、平面及び右側面を表す図]」、「【画像図】」等の表示をする。これらの図が参考図である場合は、その旨も表示する。これらの場合において、複数の図の表示が同一とならないようにする。

様式第 7 [備考]

- 4 その他は、様式第 6 の備考 2、3、6、8 から 12 まで、14 及び 18 から 23 までと同様とする。

74.1 意匠を構成する画像

意匠登録出願の意匠に含まれる画像が、意匠法の保護対象となる意匠を構成するためには、以下の (1) 又は (2) のいずれかに該当しなければならない。

(1) 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること

(2) 意匠に含まれる画像が、意匠法第 2 条第 2 項において規定する画像を構成するものであること

また、上記 (1) 又は (2) の条件に該当するためには、物品の表示部に表示される画像が、その物品に記録された画像であることを要する。

(具体的な要件については、74. 4. 1. 1. 1 「画像が意匠を構成するものであること」参照)

74.1.1 電子計算機の画像

電子計算機が本来的に有する機能は情報処理機能のみであるため、意匠に係る物品を「電子計算機」とする意匠の場合、任意のソフトウェア等により表示される画像は、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、及び、意匠法第 2 条第 2 項において規定する画像(物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合) のいずれにも該当しない。

一方、電子計算機は、ソフトウェアと一体化することにより、具体的な機能を有する新たな物品(付加機能を有する電子計算機)を構成することができる。この場合、当該物品に記録された画像は、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は、意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像に該当し得るものとして取り扱う。

(具体的な取扱いについては、74. 4. 1. 1. 1. 3 「電子計算機の取扱いに関する画像」参照)

**74.1 意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくはこれら
の結合と認められる画像について**

意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる画像については、具体的には以下の通り。

- (1) 画像を含む意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものである

資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

~~こと(第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1 「物品と認められるものであること」参照)~~

- ~~(2) 物品の表示部に表示される画像が、以下の (i) 及び (ii) の要件を満たすこと~~
 - ~~(i) その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること~~
 - ~~(ii) その物品にあらかじめ記録された画像であること~~

74.1.1 物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること

~~物品の表示部に表示される画像が、意匠法第 2 条第 1 項に規定する意匠を構成するためには、当該画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行うものでなければならない。~~

~~物品の「機能」とは、当該物品(別表第一による物品の区分、またはそれと同程度の区分を指す)から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「置き時計」であれば、時刻を表示する機能が物品の「機能」である(【事例 1】)。複数の機能を物品自体が備え持つ物品は、それぞれの機能が物品の「機能」であるといえ、例えばストップウォッチ機能付きの「腕時計本体」であれば、時刻表示機能、時間計測表示機能が物品の「機能」といえる(【事例 2】)。~~

~~なお、意匠登録を受けようとする意匠に係る物品が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の記載等でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を果たすために必要な表示を行う画像についても保護を受けることができる(【事例 3】)。物品の機能については、例えばデジタルカメラの撮影機能のほかに、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示等、機能と密接に関連した付随機能が存在するが、このような付随機能を果たすために必要な表示を行う画像についても、物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像とする(【事例 4】)。~~

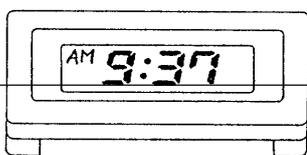
~~(注) 複数の機能を有する物品の取扱い~~

~~当該画像が物品のどの機能を果たすために必要な画像であるのか、その物品からは直接導き出すことができないような複数の機能を有する物品については、その旨の説明を記載する必要がある。~~

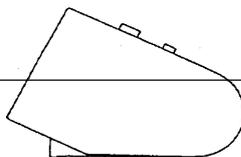
【事例 1】

~~【意匠に係る物品】置き時計~~

~~【正面図】~~



~~【右側面図】~~



【事例 2】

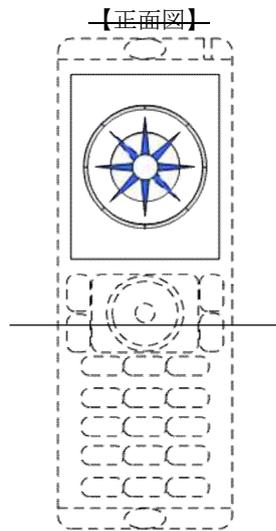
~~【意匠に係る物品】腕時計本体~~

~~【正面図】~~



資料 2 (別紙)

~~【事例 3】~~ ~~【意匠に係る物品】~~ 携帯電話機

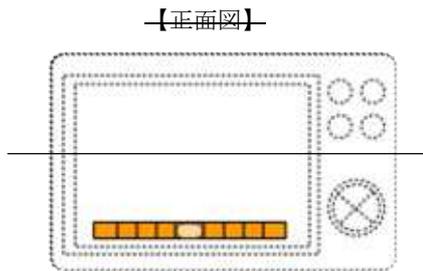


~~【意匠に係る物品の説明】~~

~~本物品は、方位計測機能を有する携帯電話機である。正面図中の表示部に表された図形は、計測した方位を表示するものであり、測定した方位に応じて磁針が回転する。~~

~~【事例 4】~~

~~【意匠に係る物品】~~ デジタルカメラ



~~撮影支援情報表示（水準器表示）~~

~~【意匠に係る物品の説明】~~

~~本物品は、カメラの傾きを感知する水準器機能を有するデジタルカメラである。正面図中の表示部に表された図形は、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示である。~~

74.1.2 ~~物品の表示部に表示される画像が、その物品にあらかじめ記録された画像であること~~

~~物品の表示部に表示される画像は、その物品にあらかじめ記録された画像である必要がある。したがって、テレビ番組の画像、インターネットの画像、一体として用いられる他の物品からの信号による画像を表示したものなど物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの及び事後的に記録された画像を表示したものは、意匠を構成するものとは認められない。~~

~~また、物品から独立して創作され、販売されるビジネスソフトやゲームソフト等をインストールすることで表示される画像については、物品にあらかじめ記録されたもの（プリインストールされたもの）であっても、意匠を構成しないものとする。~~

~~（注）~~

~~①電子計算機の取扱い~~

~~物品から独立して創作され、販売されるソフトウェア（OSも含む）をインストールすること~~

資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

~~で表示される画像（プリインストールされたものも含む）は、保護対象とはならない。~~

②ゲーム機の取扱い

~~物品から独立して創作され、販売されるゲームソフトをインストールすることにより表示されるゲームの画像（ゲーム機にプリインストールされたものも含む）、ゲームを記録した記録媒体を挿入することにより表示されるゲームの画像は、保護対象とはならない。~~

~~なお、電池残量表示など、ゲームソフトによらないゲーム機本体の機能を果たすために必要な表示を行う画像であつて、物品にあらかじめ記録されたものについては、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる。~~

74.2 意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像について

~~意匠法第 2 条第 2 項において、「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」と規定する画像については、具体的には以下の通り。~~

~~（1）画像を含む意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること（第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照）~~

~~（2）物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること
物品の「機能」とは、当該物品（別表第一による物品の区分、またはそれと同程度の区分を指す）から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「電話機」であれば、通信回線を通じ、指定された接続先と音声通話を実現することが、物品の「機能」である。複数の機能を物品自体が備え持つ物品は、それぞれの機能が物品の「機能」であるといえ、例えば「カメラ付き携帯電話機」であれば、通話機能、画像撮影機能、撮影画像表示機能及び通話メール送受信機能等が物品の「機能」といえる。~~

~~なお、意匠登録を受けようとする意匠に係る物品が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の記載等でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を発揮するための画像についても保護を受けることができる。~~

~~機能を「発揮できる状態」とは、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態（例えば、切符販売機であれば切符の発券ができる状態、光ディスク記録再生機の「映像再生機能」であればコンテンツの視聴を開始できる状態、及び、現金自動預入支払機の「振込機能」であれば振込の処理を開始できる状態等）であり、実際に当該物品がその機能にしたがって働いている状態（例えば、携帯電話機については通話中やメールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の状態等）を保護対象に含まないことを意味する。~~

~~「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えるこ~~

資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

~~とをいう。したがって、操作のための図形等が一つもなく、単に当該物品の作動状態を表示しているのみの画像は操作画像とは認められない。ただし、当該画像が、当該物品の有する機能を果たすために必要な表示を行うものであって、当該物品にあらかじめ記録された画像である場合には、意匠法第 2 条第 1 項に該当する画像として保護対象となり得る (74.1「意匠法第 2 条第 1 項に該当する画像について」参照)。~~

~~なお、ここでいう操作については、操作の用に供されるものであることが画像全体について認定できれば足りるものであり、画像に含まれる操作用図形それぞれについてまで詳細に認定することを要さない。~~

~~複数の段階を経て物品の機能を発揮できる状態にする画像については、そのいずれの段階も機能を発揮できる状態にするためのものと認められるものであるから、当該画像が操作の用に供されるものであれば、保護対象となり得る。~~

~~また、複数の機能を有する物品においては、そのうちの一の機能について機能を発揮した状態で用いられる操作画像であっても、それが新たな別の機能を発揮させるための操作のための図形等を含む画像である場合は、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像と認められ、保護対象となり得る。~~

~~-(注)-~~

~~①複数の機能を有する物品の取扱い~~

~~当該画像がどの機能を発揮できる状態にするために用いられるものなのか、その物品からは直接導き出すことができないような複数の機能を有する物品については、その旨の説明を記載する必要がある。~~

~~②電子計算機の取扱い~~

~~電子計算機は、本来的な機能が情報処理であるため、電子計算機でソフトウェアを使用したり、インターネット検索を行うことは、電子計算機の情報処理機能を発揮させている状態に該当するので、電子計算機を介して表示されるこのような画像は保護対象とはならない。~~

~~③ゲーム機の取扱い~~

~~ゲームの画像は既にゲーム機能を発揮した状態の画像であるため、操作画像とは認められない。ただし、ゲーム機本体の設定用の画像等は物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像として保護される。~~

~~(なお、当該画像が、当該物品の有する機能を果たすために必要な表示を行うものであって、当該物品にあらかじめ記録された画像である場合には、意匠法第 2 条第 1 項に該当する画像として保護対象となり得る (74.1「意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる画像について」参照)。~~

~~-(3) 当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること~~

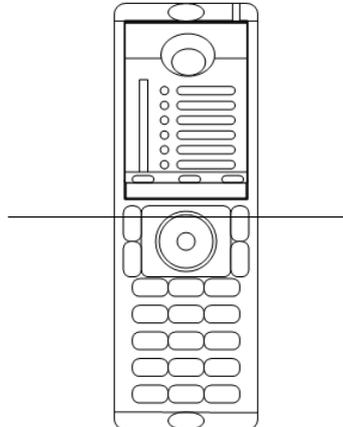
~~部分意匠については、上記に加えて第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」の定義を参照されたい。~~

資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

【事例】

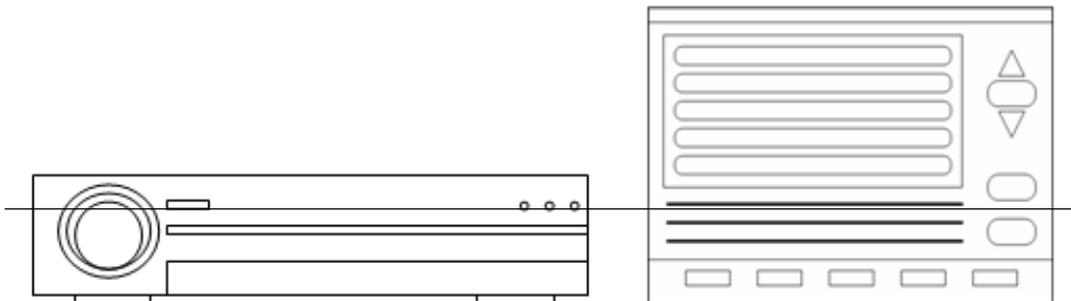
当該物品に表示される画像
「携帯電話機」



(物品自体が有する表示部に表示される画像の例)
※表示部に表示された画像は通話機能等、物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられることが前提となる。

【事例】

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像
意匠法第 2 条第 2 項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像であって当該物品と一体として用いられる表示器等に表示される画像は保護対象とする。
「磁気ディスクレコーダー」



(当該物品と一体として用いられる物品 (例、テレビモニター) に表示される画像の例)
※録画予約機能等、物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられる画像であることが前提となる。

74.2 74.3 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書・図面

74.2.1 74.3.1 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書の記載事項

(1) 「部分意匠」の欄 (部分意匠の場合のみ)

画像を含む意匠について、意匠法施行規則様式第 2 備考 8 の規定により、部分意匠の意匠登録出願をする場合には、その旨を明示するために、願書に「部分意匠」の欄が記載されていなければならない。ただし、画像を含む意匠について、全体意

資料 2 (別紙)

匠の意匠登録出願をする場合には、この限りではない。

(2) 「意匠に係る物品」の欄の記載

画像を含む意匠をについて意匠登録出願する場合には、その創作のベースとなる物品が意匠法の対象とする物品と認められなければならない。(「〇〇用画像」や「〇〇用インターフェイス」は意匠に係る物品に該当しない。)

願書の「意匠に係る物品」の欄には、意匠法第 7 条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分が記載されていなければならない。

例えば、ビデオディスクプレイヤーの意匠の創作において、意匠登録を受けようとする部分である画像が当該物品と同時に使用されるテレビ受像機に表示されるものであっても、権利の客体となる意匠に係る物品がは当該画像を含むビデオディスクプレイヤーであることから、願書の「意匠に係る物品」の欄には、「ビデオディスクプレイヤー」と記載されていなければならない(本章 74. 78. 1. 1 「物品の区分によらない願書の『意匠に係る物品』の欄の記載の例」参照)。

① 付加機能を有する電子計算機の場合の「意匠に係る物品」の欄の記載

付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠について意匠登録出願する場合には、願書の「意匠に係る物品」の欄に、「〇〇機能付き電子計算機」と記載されていなければならない。この場合の「〇〇機能」は、その画像に係る機能であって、電子計算機への付加により実現される物品の機能であり、経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分により表される物品の機能と同等の一の機能とする。

② 付加機能を有する電子計算機の場合の「意匠に係る物品」の欄の記載として適切なものの例

- (a) 付加機能により「経路誘導機」と同等の機能を有するものである場合、
「経路誘導機能付き電子計算機」
- (b) 付加機能により「電話機」と同等の機能を有するものである場合、
「通話機能付き電子計算機」
- (c) 付加機能により「デジタルカメラ」と同等の機能を有するものである場合、
「カメラ機能付き電子計算機」
- (d) 付加機能により「歩数計」と同等の機能を有するものである場合、
「歩数計機能付き電子計算機」
- (e) 付加機能により「マルチメディアプレイヤー」と同等の機能を有するものである場合、「マルチメディア再生機能付き電子計算機」
- (f) 付加機能により「工作機械用数値制御器」と同等の機能を有するものである場合、「工作機械用数値制御機能付き電子計算機」
- (g) 物品の区分と同程度の付加機能(上記(a)～(f)参照)を同時に複数有する電子計算機において、それらの中から実行に移すものを選択、決定するた

資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

めのメニュー画像について意匠登録出願する場合、「ホームメニュー機能付き電子計算機」

(3) 「意匠の説明」の欄の記載

変化する画像について、図面の記載のみでは変化の順序又は変化の様相が明らかでないときは、これらについての説明を記載する。

画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合は、意匠法施行規則様式第 6 備考 1 1 の規定に基づき、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「意匠の説明」の欄に記載しなければならない。

(4) 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

① 意匠法施行規則様式第 2 備考 3 9 の規定は、画像を含む意匠の意匠登録出願にも適用される。

したがって、画像を含む意匠の意匠に係る物品が、経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さない場合には、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明が、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されていなければならない。

② 画像が意匠法第 2 条第 1 項の規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものである場合、図面の記載のみでは当該画像が物品のどのような機能を果たすために必要な表示を行う画像であるか及び又は画像の用途、機能が明らかでないときは、これらについての説明を記載する。

意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像の場合、当該画像が、その物品のどのような機能を発揮できる状態にするために行われる操作に係るものか、又また、操作方法について説明を記載する。(意匠法施行規則様式第 2 備考 4 0)

③ 意匠法第 2 条第 2 項に規定する、その物品と一体として用いられる物品に表示される画像について意匠登録出願をする場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、「画像図に表す画像は、当該物品と一体として用いられる表示機器に表示されるものである。」のように、一体として用いられる物品が表示機器である旨の説明を記載する。(「表示機器」は、出願の意匠に応じて、より具体的な物品名(例、テレビモニター、データ表示機、プロジェクタースクリーン、など)を記載して構わない。)

(5) 画像を含む意匠の意匠登録出願における図面等の記載

① 一組の図面

画像を含む意匠の意匠に係る物品全体の形態について、一組の図面が必要である。

また、画像は織物地のような平面的なものとは認められず、画像を【表面図】及び【裏面図】をもって一組の図面とすることはできない。

② 他の表示機器等に表示される画像の図

意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像について、その物品と一体として用いられ

資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

る表示機器等に表示される画像を表す図は、【画像図】として記載する。

【画像図】の輪郭は、当該物品と一体として用いられる表示機器等の表示部の外周縁とする。又また、【画像図】として画像を表すことができるのは、意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像であって、意匠に係る物品が画像を他の表示機器に表示して当該物品の操作を行うものである場合に限られる。

③図の省略

以下の (i) から (v) のいずれかに該当する場合には、図の省略が認められる。

- (i) 意匠法施行規則様式第 6 備考 8 に規定される同一又は対称である場合の一方の図の省略
- (ii) 意匠法施行規則様式第 6 備考 9 の規定により認められた図の省略
- (iii) 正面図、背面図、左側面図及び右側面図が同一の場合の、背面図、左側面図及び右側面図の省略
- (iv) 意匠法第 2 条第 2 項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像についてのみ意匠登録を受けようとする部分意匠の出願の場合における、画像図以外の意匠に係る物品を表す一組の図面又は一部の図の省略
したがって、意匠に係る物品と一体として用いられる物品（表示機器等）に表示される画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合、意匠に係る物品全体の形態についての一組の図面を省略することができる。すなわち、【画像図】のみのみによる意匠登録出願が認められる。
- (v) 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが表現される図のうち、以下のイからハのいずれかに該当する図の省略

- イ 正面図又は背面図のいずれか一方
- ロ 平面図又は底面図のいずれか一方
- ハ 左側面図又は右側面図のいずれか一方

④参考図

【意匠に係る物品の説明】の欄等、願書の記載だけでは意匠を十分に表現することができないときは、画像中の各部の用途及び機能や操作方法を説明する参考図を添付する。

その他、全体意匠に関しては第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」、部分意匠に関しては第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.2.2「部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載」を参照されたい。

74.3 74.4 画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定

画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

したがって、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるための証明書等は、画

資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。(全体意匠については第 1 部「願書・図面」第 2 章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照、部分意匠については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.3「部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定」参照)

(1) 意匠に係る物品

当該画像を含む意匠の意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき、当該意匠に係る物品が有する用途及び機能を認定する。

(2) 「画像」の用途及び機能

「画像」の用途及び機能は、前記認定した画像を含む意匠の意匠に係る物品が有する用途及び機能に基づいて認定する。

(3) 「画像を含む意匠」の形態

「画像を含む意匠」の形態は、一組の図面及び断面図、斜視図、画像図等その他必要な図に基づいて認定する。

74.4 74.5 画像を含む意匠の登録要件

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること
- (2) 新規性を有すること
- (3) 創作非容易性を有すること
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

74.4.1 74.5.1 工業上利用することができる意匠

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 意匠を構成するものであること
- (2) 意匠が具体的なものであること
- (3) 工業上利用することができるものであること

74.4.1.1 74.5.1.1 意匠を構成するものであること

意匠を構成するための要件については、第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」を参照されたい。

74.4.1.1.1 74.5.1.1.1 画像が意匠を構成するものであること

意匠登録出願の意匠に含まれる画像が、意匠を構成するためには、以下の

- (1) 又は (2) のいずれかに該当しなければならない。
- (1) 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第 2 条第 1 項に規定す

資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

る物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること

- (2) 意匠に含まれる画像が、意匠法第 2 条第 2 項において規定する画像を構成するものであること

74.4.1.1.1.1 74.5.1.1.1.1 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること

物品の表示部に表示される画像が、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるためには、~~なければならない。物品の表示部に表示される画像が、以下の (i) 及び (ii) 全ての要件を満たしていなければならない~~場合、当該画像は、~~物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる。~~

- (1) 画像を含む意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること (第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照)
- (2) 物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること
- (3) 物品の表示部に表示される画像が、その物品にあらかじめ記録された画像であること

74.4.1.1.1.1 74.5.1.1.1.1 物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること

物品の表示部に表示される画像が、意匠法第 2 条第 1 項に規定する意匠を構成するためには、当該画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行うもの画像でなければならない。

物品の「機能」とは、当該物品 (別表第一による物品の区分、また又はそれと同程度の区分による物品の区分を指す) から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「置時計」であれば、時刻を表示する機能が物品の「機能」である **(【事例 1】)**。複数の機能を物品自体が備え持つ物品は、それぞれの機能が物品の「機能」であるといえ、例えばストップウォッチ機能付きの「腕時計本体」であれば、時刻表示機能、時間計測表示機能が物品の「機能」といえる **(【事例 2】)**。

なお、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載等でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を果たすために必要な表示を行う画像についても保護を受けることができる **(【事例 3】)**。

資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

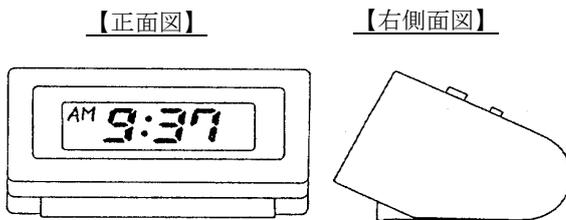
物品の機能については、例えばデジタルカメラの撮影機能のほかに、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示等、機能と密接に関連した付随機能が存在するが、このような付随機能を果たすために必要な表示を行う画像についても、物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像とする (【事例 4】)。

(注) 複数の機能を有する物品の取扱い

当該画像が物品のどの機能を果たすために必要な画像であるのか、その物品からは直接導き出すことができないような複数の機能を有する物品については、その旨の説明を記載する必要がある。

【事例 1】

【意匠に係る物品】 置き時計



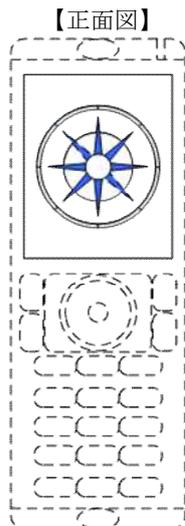
【事例 2】

【意匠に係る物品】 腕時計本体



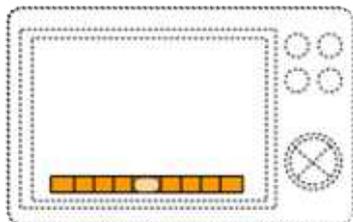
【事例 3】

【意匠に係る物品】 携帯電話機



【意匠に係る物品の説明】

本物品は、方位計測機能を有する携帯電話機である。
正面図中の表示部に表された図形は、計測した方位を表示するものであり、測定した方位に応じて磁針が回転する。

資料 2 (別紙)**【事例 4】**【意匠に係る物品】デジタルカメラ【正面図】撮影支援情報表示 (水準器表示)【意匠に係る物品の説明】本物品は、カメラの傾きを感知する水準器機能を有するデジタルカメラである。正面図中の表示部に表された図形は、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示である。74.4.1.1.1.1.2 74.5.1.1.1.1.2 物品の表示部に表示される画像が、その物品にあらかじめ記録された画像であること

意匠法第 2 条第 1 項において規定する意匠は、「物品 (中略) の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」であることから、物品の表示部に表示される画像は、その物品にあらかじめ記録された画像である必要がある (当該物品が有する機能に係るアップデートの画像を含む)。したがって、テレビ番組の画像、インターネットの画像、一体として用いられる他の物品からの信号による画像を表示したものなど物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの及び事後的に記録された画像を表示されたものは、意匠を構成するもの画像とは認められない。

また、物品から独立して創作され、販売されるビジネスソフトやゲームソフト等をインストールすることで表示される画面デザインについては、物品にあらかじめ記録されたもの (プリインストールされたもの) であっても、意匠を構成しないものとする。

74.4.1.1.1.1.2 74.5.1.1.1.1.2 意匠に含まれる画像が、意匠法第 2 条第 2 項において規定する画像を構成するものであること

意匠に含まれる画像が、意匠法第 2 条第 2 項において規定する画像を構成するためには、物品の機能を発揮できる状態にするための操作に用いられる画像で以下のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 画像を含む意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること (第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照)
- (2) 物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること

資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

- (3) 当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること
- (4) その物品に記録された画像であること

74.4.1.1.1.2.1 物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること

物品の「機能」とは、当該物品（別表第一による物品の区分、又はそれと同程度の区分による物品の区分を指す）から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「電話機」であれば、通信回線を通じ、指定された接続先と音声通話を実現することが、物品の「機能」である。複数の機能を備え持つ物品は、それぞれの機能がその物品の「機能」であるといえ、例えば「カメラ付き携帯電話機」であれば、通話機能、画像撮影機能、撮影画像表示機能及び通話メール送受信機能等が物品の「機能」といえる。

なお、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像についても保護を受けることができる。

機能を「発揮できる状態」とは、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態（例えば、切符販売機であれば切符の発券ができる状態、光ディスク記録再生機の「映像再生機能」であればコンテンツの視聴を開始できる状態、及び、現金自動預入支払機の「振込機能」であれば振込の処理が開始できる状態等）であり、実際に当該物品がその機能にしたがって働いている状態（例えば、携帯電話機については通話中やメールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の状態等）を保護対象に含まないことを意味する。

「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいう。したがって、操作のための図形等が一つもなく、単に当該物品の作動状態を表示しているのみの画像は操作画像とは認められない。（ただし、当該画像が、当該物品の有する機能を果たすために必要な表示を行うものであって、当該物品に**あらかじめ**記録された画像の場合には、意匠法第 2 条第 1 項に該当する画像として保護対象となり得る（74.4.1.1.1.1「物品の表示部に表示される画像が、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること画像について」参照）。）

なお、ここでいう「操作」については、操作の用に供されるものであることが画像全体について認定できれば足りるものであり、画像に含まれる操作用図形それぞれについてまで詳細に認定することを要さない。

資料 2 (別紙)

複数の段階を経て物品の機能を発揮できる状態にする画像については、そのいずれの段階も機能を発揮できる状態にするためのものと認められるものであるから、当該画像が操作の用に供されるものであれば、保護対象となり得る。

また、複数の機能を物品自体が備え持つ物品においては、そのうちの一の機能について機能を発揮した状態で用いられる操作画像であっても、それが新たな別の機能を発揮できる状態にすさせるための操作のための図形等を含む画像である場合は、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像と認められ、保護対象となり得る。

(注) 複数の機能を有する物品の取扱い

当該画像が物品のどの機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるものなのか、直接導き出すことができないような複数の機能を有する物品については、その旨の説明を記載する必要がある。

74.4.1.1.1.2.2 当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること

意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像と認められるためには、意匠登録出願の意匠に係る物品（当該物品）の表示部に表示される画像か、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像であることを要する。

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像とは、当該物品の使用上の便宜の観点から、当該物品ではなく、当該物品の使用の際に同時に用いられる表示機器に表示される画像を指す。

例えば、テレビモニターに表示される磁気ディスクレコーダーの操作画像や、データ表示機に表示される付加機能を有する電子計算機の操作画像などが、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像に該当する。一方、ネットワークコンピューティングにより他の電子計算機上で用いられる画像の場合、電子計算機は情報処理を本来的機能とする物品であり表示機器に表示される画像とはいえないため、このような画像は、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像には該当しない。

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像について意匠登録出願をする場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、「画像図に表す画像は、本願の意匠に係る物品と一体として用いられる表示機器に表示されるものである。」のように、一体として用いられる物品が表示機器である旨の説明を記載する。（「表示機器」は、出願の意匠に応じて、より具体的な物品名（例、テレビモニター、データ表示機、プロジェクタースクリーン、など）を記載して構わない。）

資料 2 (別紙)

【事例 1】

当該物品に表示される画像
「携帯電話機」



(物品自体が有する表示部に表示される画像の例)

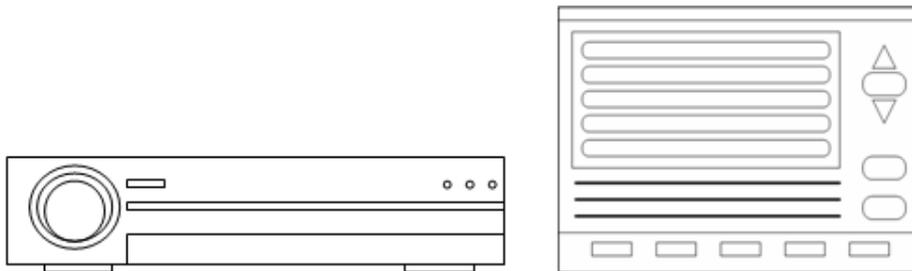
※表示部に表示された画像は通話機能等、意匠に係る物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供されることが前提となる。

【事例 2】

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像

意匠法第 2 条第 2 項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であって当該物品と一体として用いられる表示機器に表示される画像は保護対象となる。

「磁気ディスクレコーダー」



(当該物品と一体として用いられる物品 (例、テレビモニター) に表示される画像の例)

※録画予約機能等、意匠に係る物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像であることが前提となる。

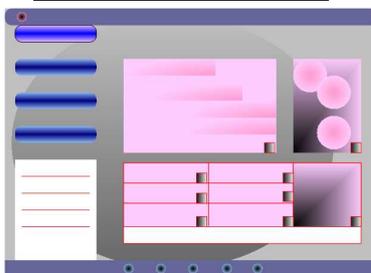
部分意匠については、上記に加えて第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」の定義を参照されたい。

74.4.1.1.1.2.3 その物品に記録された画像であること

意匠法第 2 条第 1 項に規定する意匠は、「物品（中略）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」であることから、物品の表示部に表示される画像は、その物品に記録された画像である必要がある（当該物品が有する機能に係るアップデートの画像を含む）。したがって、テレビ番組の画像、インターネットの画像、他の物品からの信号による画像を表示したものなど、物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したものは、意匠を構成する画像とは認められない。

【物品に記録された画像と認められない事例】

(ウェブサイトの画像)

**74.4.1.1.1.3 電子計算機に関する画像****74.4.1.1.1.3.1 電子計算機の画像**

電子計算機が本来的に有する機能は情報処理機能のみであるため、意匠に係る物品を「電子計算機」とする意匠の場合、任意のソフトウェア等により表示される画像は、情報処理を既に実行している画像であって、物品（電子計算機）の情報処理機能を果たすために必要な表示ではないことから、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に該当しない。

また、ソフトウェアにより表示される画像は、物品（電子計算機）の情報処理機能を既に発揮している状態の画像に該当するため、意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像にも該当しない。

ただし、電子計算機の情報処理機能に係る BIOS（入出力のための基本システム）の画像や、ハードウェアとしての電子計算機の機能調整に関する画像（例えば、画面一体型の電子計算機における画面照度調整の画像等）については、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は、意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像に該当する。

74.4.1.1.1.3.2 付加機能を有する電子計算機の画像

電子計算機は、それ単体では情報処理機能しか有さないものの、ソフトウ

資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

ウェアと一体化することにより、具体的な機能を有する新たな物品を構成し得る。この電子計算機にソフトウェアをインストールすることにより、電子計算機が通常有する以外のハードウェアを要さずに成立する新たな物品を、付加機能を有する電子計算機と位置付ける。

付加機能を有する電子計算機については、情報処理機能のみならず、付加された具体的な機能を有する物品であることから、当該付加機能を果たすために必要な表示を行う画像である場合には、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に該当する。

また、当該付加機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像である場合には、意匠法第 2 条第 2 項に規定する、物品の操作の用に供される画像に該当する。

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成すると判断する事例 1】

「歩数計機能付き電子計算機」



歩数計測データを表示する画像

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成すると判断する事例 2】

「はがき作成機能付き電子計算機」

【画像図】



アドレス帳からデータを入力し、宛名入力機能を発揮させるための画像

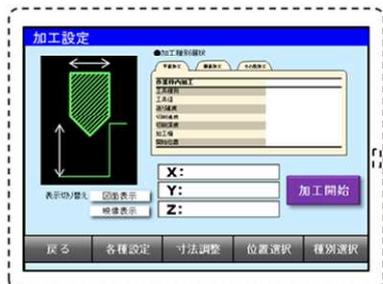
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

資料 2 (別紙)

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成すると判断する事例 3】

「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」

【正面図】



(切削加工内容の設定を行うための画像)

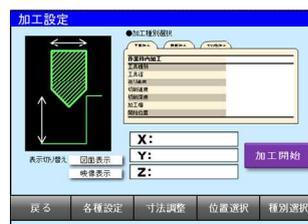
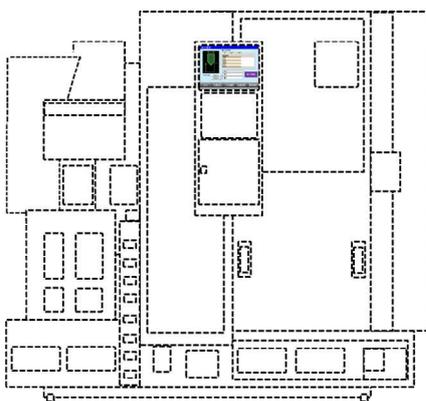
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成しないと判断する事例】

「マシニングセンタ」は、切削加工を用途及び機能とする物品であって、当該切削加工の実現のために電子計算機以外のハードウェアを必須の構成要素とする物品であることから、下図に示す意匠のような場合、意匠に係る物品を「マシニングセンタ機能付き電子計算機」や「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」として意匠登録を受けることはできない。このような意匠の場合、意匠に係る物品は「マシニングセンタ」となる。

【正面図】

【意匠登録を受けようとする部分の部分拡大図】



(切削加工内容の設定を行うための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】

- × 「マシニングセンタ機能付き電子計算機」
- × 「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」
- 「マシニングセンタ」

74.4.1.1.2 意匠を構成する画像に該当しないもの

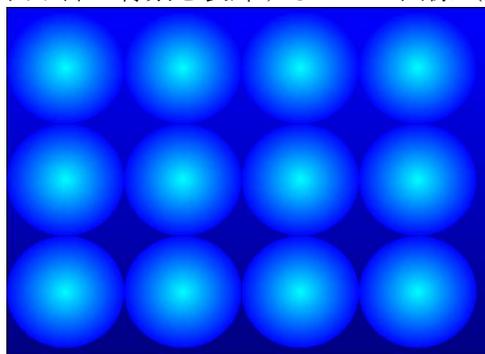
以下の画像は、意匠を構成する画像に該当せず、意匠法第 3 条第 1 項柱書の規定により意匠登録を受けることができない。

(1) 装飾表現のみを目的とした画像

装飾表現のみを目的とした画像は物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像とは認められず、また、物品の機能を発揮するための操作にの用に供される画像とは認められないため、意匠を構成しない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

表示部の背景を装飾するための画像（いわゆる壁紙）



(2) 映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像

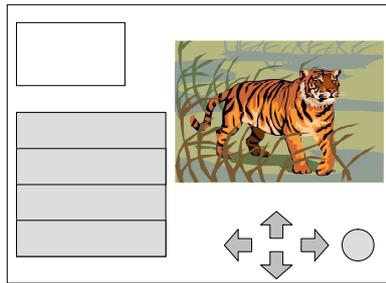
テレビ番組の画像、インターネットの画像など物品の外部からの信号による画像を表示したもの及び物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したものは、物品にあらかじめ記録された画像ではないため、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。また、意匠法第 2 条第 2 項に規定する物品の機能を発揮するための操作に用いる画像とも認められない。

意匠に含まれる画像中に、映画の一場面やゲームの画像等の物品から独立したコンテンツ（又はコンテンツと疑われるもの）が表示されている場合、当該コンテンツについては意匠に係る物品から独立したものであるから、当該コンテンツ部分については意匠を構成しないものとして取り扱うものとし、物品から独立したコンテンツを含む意匠については、第 3 条第 1 項柱書の拒絶理由を通知する。この場合にコンテンツを削除し、説明のための参考図等でコンテンツ表示部であることを示す補正は意匠の要旨を変更しないものとする。

資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

【意匠に含まれる画像中にコンテンツが表示されている例】



【意匠に係る物品】 動画再生機

【意匠の説明】 (略) 画像図は、動画再生中に本物品のメニューボタンを押下したときに表示される録画機能を発揮するためのできる状態にするための操作画像を示す。右上に再生中の画像を表示しつつ、録画の設定をすることができる。(以下略)

【画像図】

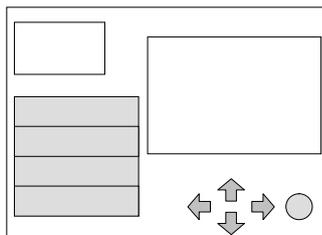
※その他の必要な図等は省略。

意匠に含まれる画像中に、物品から独立したコンテンツが表示されている意匠出願に対しては、審査官は第 3 条第 1 項柱書で拒絶理由を通知する。

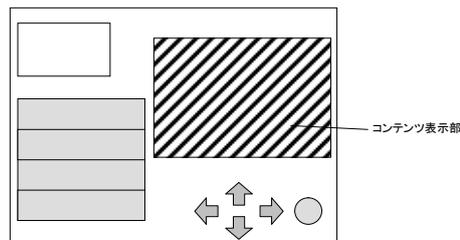
(参考) コンテンツ表示部を有する、画像を含む意匠の記載例

【意匠に係る物品】 動画再生機

【意匠の説明】 (略) 参考画像図中、斜線で示された部分は再生中の動画の表示部を示す。(以下略)



【画像図】



【参考画像図】

※その他の必要な図等は省略。

(3) 汎用の表示器に表示された画像

汎用の表示器に、一体として用いられる他の物品からの信号による画像を表示したもの、物品に接続された記録媒体に記録された画像を表示したものなど、物品の外部からの信号による画像を表示したものは、表示器という物品にあらかじめ記録された画像ではないため、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。

意匠法第 2 条第 2 項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作のに用いられる画像であって当該物品と一体として用いられる表示機器等に表示される画像は保護対象となるが、その場合、意匠に係る物品は表示器ではなく当該物品となる。したがって、汎用の表示器の表示部に表示された操作画像は、表示器の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像である場合を除き、意匠法第 2 条第 2 項に規定する物品の機能を発揮できる状態にするための操作のに用いられる画像とは認められない。

資料 2 (別紙)

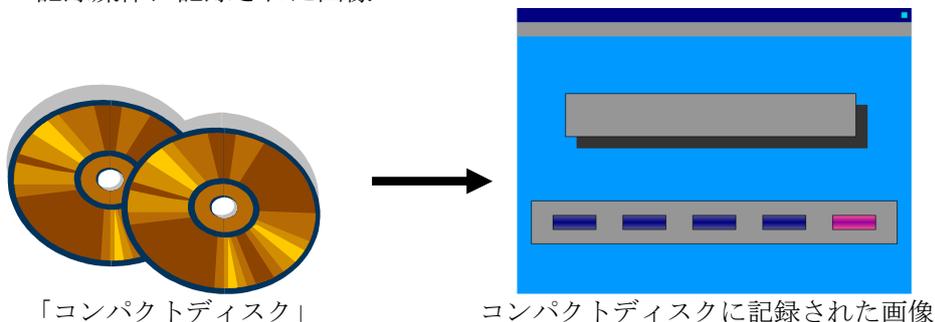
第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

(4) 記録媒体に記録された画像

記録媒体は表示部を持たないため、記録媒体に記録された画像は、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。また、記録媒体という物品（例えば、コンパクトディスク等）は、その物品に画像に係る情報を記録することが可能であるものの、記録媒体自体は操作機構を持たないから、意匠に係る物品を記録媒体とした画像は、意匠法第 2 条第 2 項に規定する物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供さられる画像とは認められない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

記録媒体に記録された画像



~~(5) 電子計算機の取扱い~~

~~物品から独立して創作され、販売されるソフトウェア（OS も含む）をインストールすることで表示される画像（プリインストールされたものも含む）は、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。~~

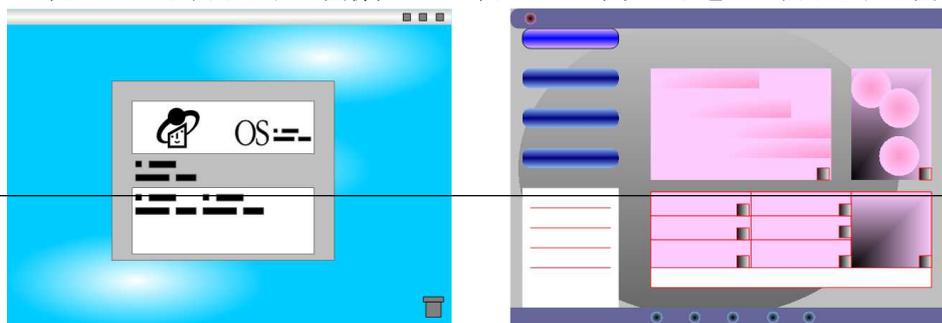
~~また、電子計算機は、本来的な機能が情報処理であるため、電子計算機でソフトウェアを使用することは、電子計算機の情報処理機能を発揮している状態の画像に該当するため意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像に該当しない。~~

~~**【意匠を構成するものと認められない事例】**~~

~~電子計算機により表示される画像~~

~~（OS により表示された画像）~~

~~（インターネットを通じて表示された画像）~~



資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

(6-5) ゲーム機に表示された画像の取扱い

物品から独立して創作され、販売されるゲームソフトをインストールすることにより表示されるゲームの画像(ゲーム機にプリインストールされたものも含む)、ゲームを記録した記録媒体を挿入することにより表示されるゲームの画像は、いずれも物品から独立したコンテンツであることから、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。

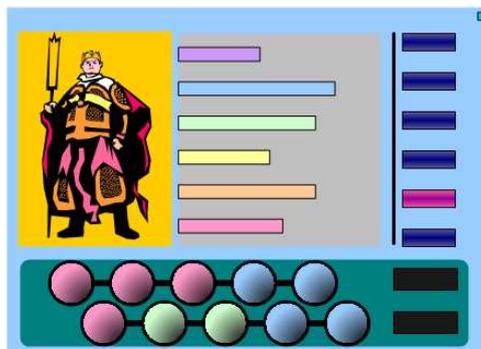
ただし、電池残量表示など、ゲームソフトによらないゲーム機本体の機能を果たすために必要な表示を行う画像であって、物品にあらかじめ記録されたものについては、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる。

また、ゲームの画像は物品から独立したコンテンツであることから、既にゲーム機能を発揮した状態の画像に該当するため意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像にも該当しない。

ただし、ゲーム機本体の設定用の画像等は、意匠法第 2 条第 2 項に規定する物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像として保護される認められる。

【意匠を構成するものと認められない事例】

ゲームの機により表示される画像

**74.4.1.2 74.5.1.2 意匠が具体的なものであること**

第一に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付された図面等から意匠登録出願の方法及び対象が画像を含む意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなくてはならない。

次に、画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願

資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①から④についての具体的な内容が、直接的に導き出されなければならない。

- ① 画像を含む意匠の意匠に係る物品
- ② 「画像」の用途及び機能
- ③ 部分意匠として「画像」の意匠登録を受けようとする場合には、その位置、大きさ、範囲

ただし、当該物品と一体として用いられる物品に表示される「画像」を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合であって、画像を意匠登録を受けようとする部分にするとときは、当該物品と一体として用いられる物品に対する意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲は評価しない。

- ④ 「画像を含む意匠」の形態

願書の記載又は願書に添付した図面等の記載の正確性について、全体意匠に関しては第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」、部分意匠に関しては第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.4.1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

(1) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

- ① 意匠に係る物品又は「画像」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合
- ② 「画像」全体の形態が表されていない場合
- ③ 意匠に係る物品全体の形態が表されていない場合
- ④ 「画像」を含む、意匠に係る物品の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含まれていない場合(部分意匠の場合)
- ⑤ 「画像」が物品の表示部に表示されるものか、当該物品と一体として用いられる物品の表示部に表示されるものか明らかでない場合
- ⑥ 「画像」が変化する場合に、変化の順序、変化の態様が明らかでない場合

74.4.1.3 74.5.1.3 工業上利用することができるものであること

画像を含む意匠の意匠に係る物品が、工業上利用することができるものでなくてはならない。

資料 2 (別紙)**74.4.2 74.5.2 新規性**

意匠法第 3 条第 1 項各号の規定の適用については、当該画像を含む意匠が公知の意匠のいずれかの意匠に該当するか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断することにより行う。

74.4.2.1 74.5.2.1 意匠法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号

画像を含む意匠が、公知の意匠に該当するか否かの判断を行い得るためには、公知の意匠の中に、原則として、意匠登録出願された画像を含む意匠の意匠登録出願の全体の形態が対比可能な程度に十分表されていれば新規性判断の基礎となる資料とすることができる。

なお、刊行物等の公知資料中に表された画像については、それが電子計算機にインストールされたソフトウェアの画像と認められる場合は、付加機能を有する電子計算機の画像の意匠として取扱う。

その他の判断基準については、全体意匠に関しては第 2 部「意匠登録の要件」第 2 章「新規性」22.1.1「意匠法第 3 条第 1 項第 1 号」及び 22.1.2「意匠法第 3 条第 1 項第 2 号」を、部分意匠に関しては、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.4「部分意匠に関する意匠登録の要件」71.4.2「新規性」71.4.2.1「意匠法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号」71.4.2.2「意匠法第 3 条第 1 項第 3 号」を参照されたい。

74.4.2.2 74.5.2.2 意匠法第 3 条第 1 項第 3 号**74.4.2.2.1 74.5.2.2.1 公知意匠と画像を含む意匠の類否判断**

画像を含む意匠の場合、対比する両意匠が次の①～③の全てに該当する場合に両意匠は類似する。

- ① 対比する両意匠の意匠に係る物品が同一又は類似であること
- ② 対比する両意匠の画像の用途と機能が同一又は類似であること
- ③ 対比する両意匠の形態が同一又は類似であること

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、画像を含む意匠についても、意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

また、画像は、物品の部分の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものであり、画像を含む意匠が類似するためには、対比する両意匠の画像の用途及び機能が同一又は類似でなければならない。

その他、画像を含む意匠の類否判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われる。

なお、複数の画像からなる変化する画像と変化を伴わない画像との類否判断及び変化する画像同士の類否判断は、変化する画像の変化の前後の態様も含めて総合的に観察して行う。

74.4.2.2.1.1 対比する両意匠の意匠に係る物品に関する類否判断

画像は、物品がその内部に電子的に有する機能を視覚的に具現化するものであり、当該物品の機能を実現させるためのものであるため、画像を含む意匠の場合には、意匠に係る物品の用途及び機能の類否に加え、そこに内包される当該画像の用途及び機能についても類否の判断を行う。

一般に、意匠に係る物品の用途及び機能に相違があるとしても、その相違が物品の形態上の特徴として現れないなど、意匠に係る物品の用途及び機能を総合的に判断した場合に考慮し得ないものである場合には、意匠に係る物品は類似すると判断する。一方、画像の用途及び機能が共通する場合であっても、比較の対象となる意匠の意匠に係る物品の用途及び機能を総合的に判断した場合に、当該画像の用途及び機能以外に明らかに異なる使用目的を含むなど、考慮すべき他の用途及び機能がある場合は、意匠に係る物品は類似しないと判断する。

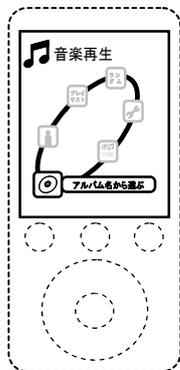
例えば、付加機能を有する電子計算機の意匠の場合には、相互に付加機能が類似する場合に意匠に係る物品が類似し、また、付加機能を有する電子計算機以外の他の物品との関係においても、それ単体で当該他の物品と類似の用途及び機能を実現できるものである場合には、意匠に係る物品が類似すると判断する。一方、他の物品と同一又は類似の用途及び機能を実現するために、電子計算機が通常有する以外のハードウェアを必要とする場合には、両意匠の意匠に係る物品は非類似と判断する。

資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

【物品が類似する例 1】

公然知られた意匠



「音楽再生機」

(選曲方法を選択するための画像)

出願の意匠



「音楽再生機能付き電子計算機」

(選曲方法を選択するための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【物品が類似する例 2】

公然知られた意匠



「携帯情報端末機」

(この物品は、音楽再生機能、スケジュール管理機能、カメラ機能を有しており、そのうち、音楽再生機能の選曲方法を選択するための画像)

出願の意匠



「音楽再生機能付き電子計算機」

(選曲方法を選択するための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

【物品が類似する例 3】

公然知られた意匠



「マシニングセンタ制御機」

(切削加工内容の設定を行うための画像)

出願の意匠



「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」

(切削加工内容の設定を行うための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

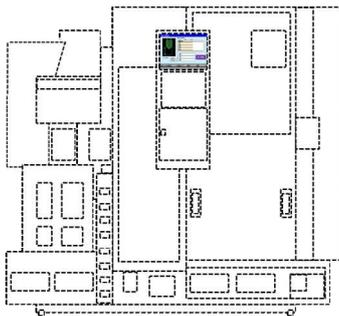
【物品が類似しない例】

公然知られた意匠

【意匠登録を受けようとする部分の部分拡大図】



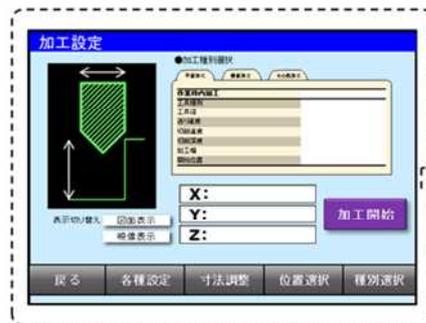
【正面図】



「マシニングセンタ」

(切削加工内容の設定を行うための画像)

出願の意匠



「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」

(切削加工内容の設定を行うための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

対比する両意匠の画像の用途及び機能が共通する場合であっても、付加機能を有する電子計算機（例、マシニングセンタ制御機能付き電子計算機）が、他の物品（例、マシニングセンタ）と同一又は類似の用途及び機能を実現するために、電子計算機が通常有する以外のハードウェア（例、切削加工のための機構）を必要とする場合には、両意匠の意匠に係る物品は非類似と判断する。

※ なお、この出願の意匠の場合、創作非容易性の要件に基づく拒絶の対象となる。

資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

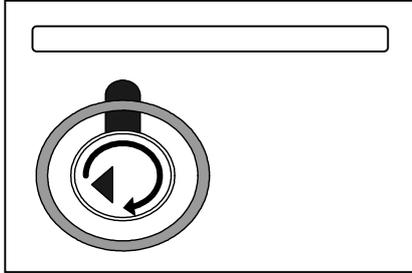
74.4.2.2.1.2 類似する意匠と認められるものの例

下記の事例については意匠が類似するものと認められる。

【事例 1】

公然知られた意匠

【画像図】

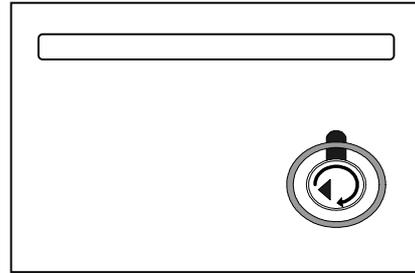


「デジタルビデオディスクレコーダー」

(映像編集機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像)

出願の意匠

【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」

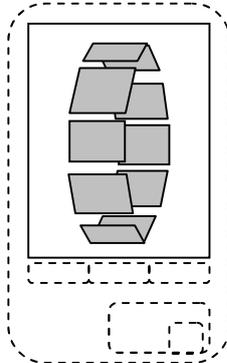
(映像編集機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例 2】

公然知られた意匠

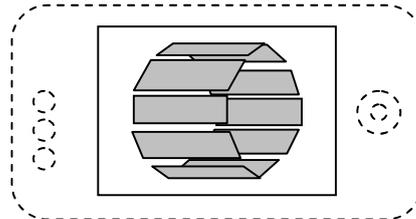
【正面図】



「携帯用ビデオプレイヤー」
(映像を選択するための画像)

出願の意匠

【正面図】



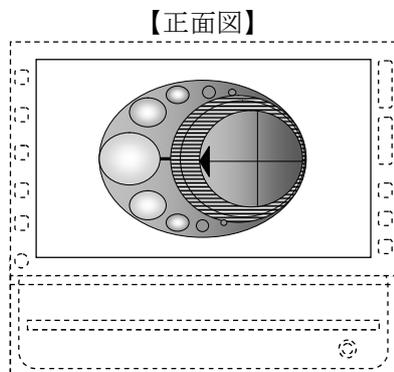
「携帯用ビデオプレイヤー」
(映像を選択するための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

資料 2 (別紙)

【事例 3】

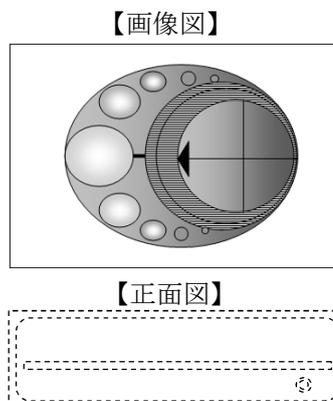
公然知られた意匠



「車載用経路誘導機」
(物品自体の表示部に表示される
画像)

※意匠登録を受けようとする
部分の位置・大きさ・範囲
に特段の特徴が認められ
ない

出願の意匠



「車載用経路誘導機」
(当該物品と一体として用いられ
る物品に表示される画像)

※意匠登録を受けようとする部
分の位置・大きさ・範囲の評
価をしない

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

当該物品の表示部に表示される画像に係る意匠登録出願と当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像に係る意匠登録出願は類似することがある。

ただし、画像の形態が共通していても両者は全体に対する意匠登録を受けようとする部分の位置・範囲が異なり、類否判断に与える影響が大きいと考えられる場合は、両者は非類似と判断される。

資料 2 (別紙)

【事例 4】

公然知られた意匠



「付箋作成機能付き電子計算機」
(付箋用紙の選択を行うための画像)

出願の意匠

【画像図】



「付箋作成機能付き電子計算機」
(付箋用紙の選択を行うための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

刊行物等の公知資料中に表された画像については、それが電子計算機にインストールされたソフトウェアの画像と認められる場合は、付加機能を有する電子計算機の画像の意匠として取扱う。

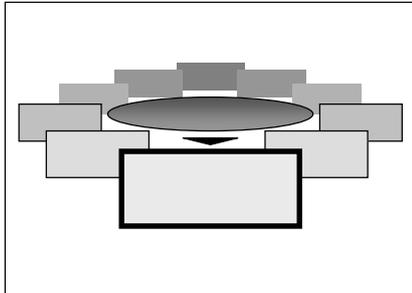
資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

【事例 4-5】

公然知られた意匠

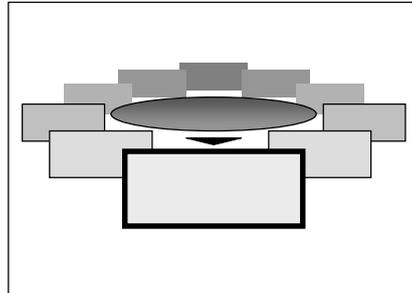
【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」
(各種設定の選択を行うための画像)

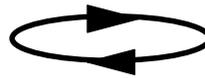
出願の意匠

【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」
(各種設定の選択を行うための画像)

※操作によって変化する画像



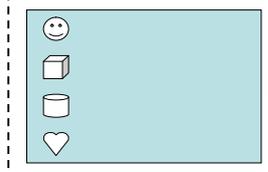
中央の長円形部の周囲を矩形のタイトル表示部
が時計回りに回転する変化をする画像

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

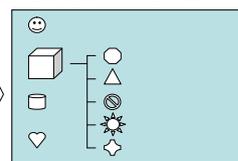
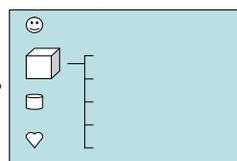
【事例 5-6】

公然知られた意匠

【画像図】



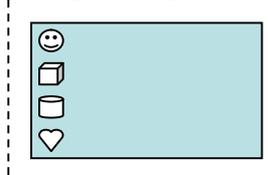
【変化した状態の画像図 1】 【変化した状態の画像図 2】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

出願の意匠

【画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

公然知られた意匠が複数の画像からなる変化する画像であった
場合、出願意匠との類否判断は、公然知られた意匠を構成する複数
の画像の中の一部の画像との間で行う。

資料 2 (別紙)**74.4.3 74.5.3 創作非容易性**

意匠法第 3 条第 2 項の規定の適用についての判断は、画像を含む意匠（意匠法第 2 条第 1 項及び第 2 項により認められるもの全て。）の構成態様において、それらの基礎となる構成要素や具体的態様が本願出願前に公然知られ、又は広く知られており、それらの構成要素を、ほとんどそのまま、又は当該分野においてよく見られる改変を加えた程度で、当該分野においてありふれた手法である単なる組合せ、若しくは、構成要素の全部又は一部の単なる置換えなどがされたにすぎないものであるか否かを判断することにより行う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠に関しては第 2 部「意匠登録の要件」第 3 章「創作非容易性」、部分意匠に関しては第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」を参照されたい。

74.4.3.1 その意匠の属する分野における通常の知識を有する者について

画像を含む意匠について、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者とは、意匠登録出願の時に、本願意匠の意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界の意匠に関する通常の知識に加え、本願意匠と意匠に係る物品の異同を問わない画像に係る意匠(画像部分の用途及び機能、並びに、その形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合)に関しても、通常の知識を有する者をいう。

74.4.3.2 当該分野においてよく見られる改変とありふれた手法の例(1) 画像を含む意匠の分野においてよく見られる改変の例

形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について、

(a) 矩形角部の隅丸化、立体を模した陰影の付加、構成要素間の隙間の設置、隙間の幅の変更、プルダウン化など、細部の造形の変更

(b) 区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色など、色彩の単純な付加

(c) (a) 及び (b) のよく見られる改変の単なる組合せ

(2) 画像を含む意匠の分野においてありふれた手法の例

(a) 置換

(b) 寄せ集め

(c) 配置の変更

(d) 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減

(e) 物品の枠を超えた構成要素の利用・転用

(f) フレーム分割態様の変更

(g) まとまりある区画要素の削除

(h) 既存の変化態様の付加

(i) (a) 乃至 (h) のありふれた手法の単なる組合せ

74.4.3.3 変化する画像について

なお、変化する画像についての意匠法第 3 条第 2 項の規定の適用についての判断は、変化の前後を示す各画像が、当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるか否かを判断すると共に、変化の態様について当業者にとってありふれた手法に基づく変化であるか否かを判断することにより行う。すなわち、以下の①、②の場合には、出願の意匠は容易に創作できたものとは認められず、意匠法第 3 条第 2 項の規定には該当しない。

①変化の前後を示す各画像が当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるが、変化の態様は当業者にとってありふれた手法に基づく変化ではない場合

②変化の態様は当業者にとってありふれた手法に基づく変化であるが、変化の前後を示す各画像は当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者が容易に創作することができたものでない場合

74.4.3.4 当業者の立場からみた意匠の着想や独創性について

意匠法第 3 条第 2 項の規定の適用について判断を行うに際して、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮する。ただし、当該判断を行うにあたり、特徴記載書や意見書の記載を参酌する場合には、出願当初の願書及び図面の記載から導き出される範囲のものについてのみ考慮する。

資料 2 (別紙)

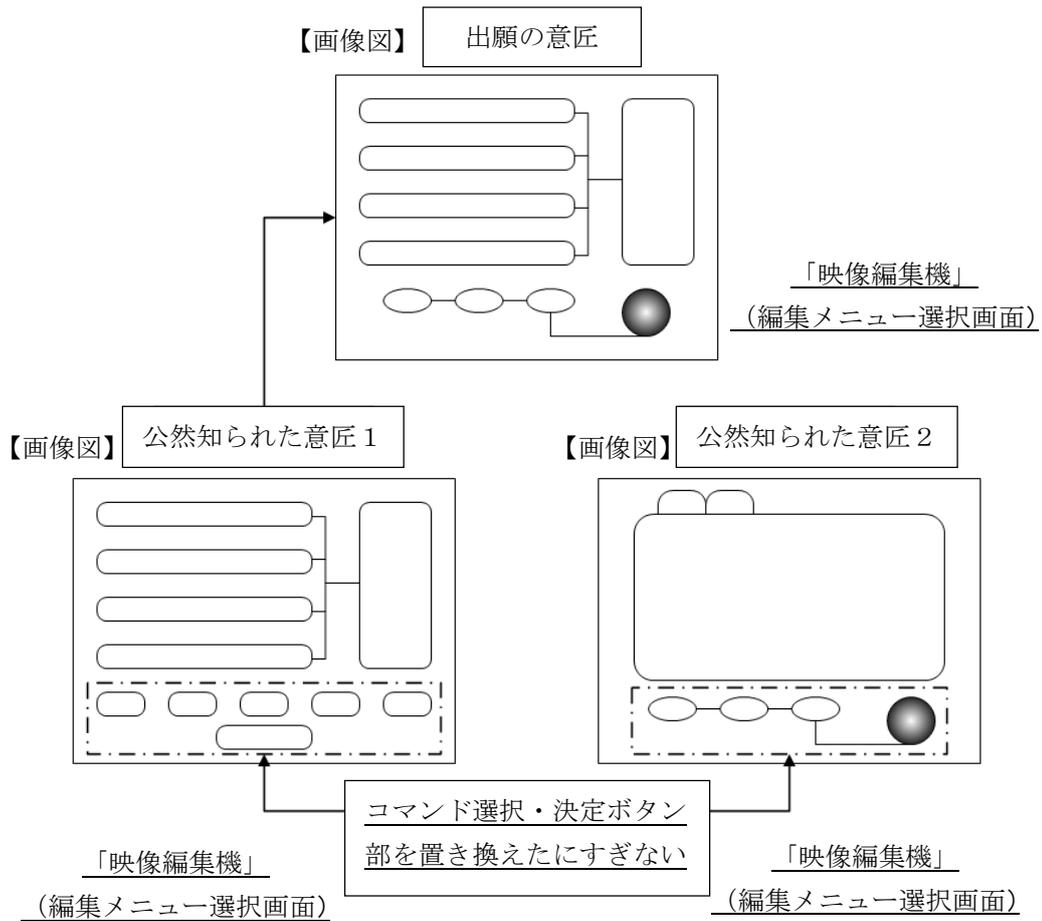
74.4.3.5 容易に創作することができる意匠と認められるものの例

① 置換による意匠

【事例】

公然知られた画像の一部を、他の画像の一部によりほとんどそのまま置き換えて、一つの画像を構成したにすぎない意匠

その意匠の属する分野において、画像の一部を他の画像の一部に置き換えることは、当業者にとってありふれた手法である。



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

資料 2 (別紙)

※新規に事例を差し替え

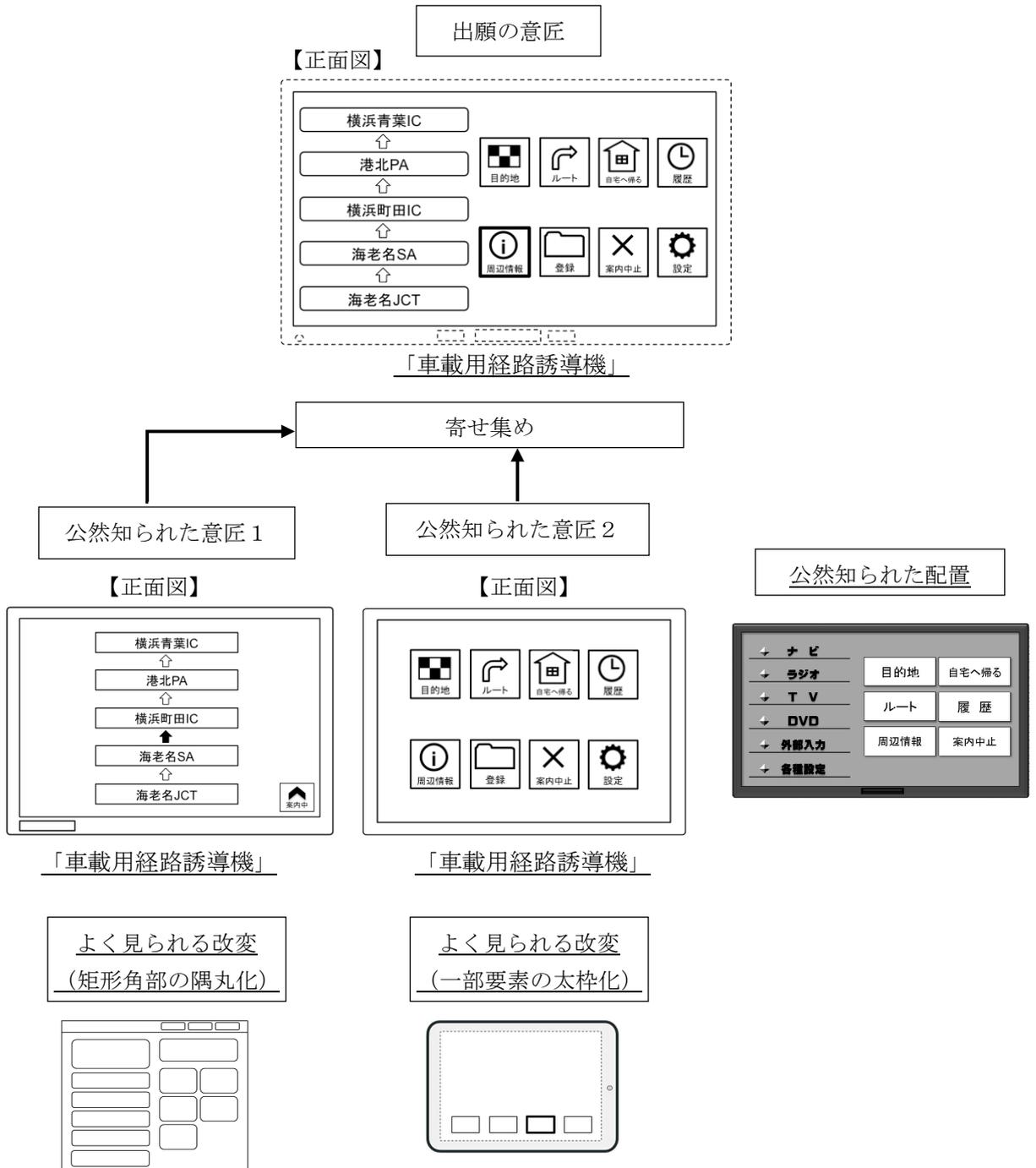
第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

② 寄せ集めによるの意匠

【事例】

公然知られた画像を、よく見られる改変を加えて寄せ集めて、一つの画像を構成したにすぎない意匠

その意匠の属する分野において、複数の画像の一部を寄せ集めて一つの画像を構成することは、当業者にとってありふれた手法である。



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

資料 2 (別紙)

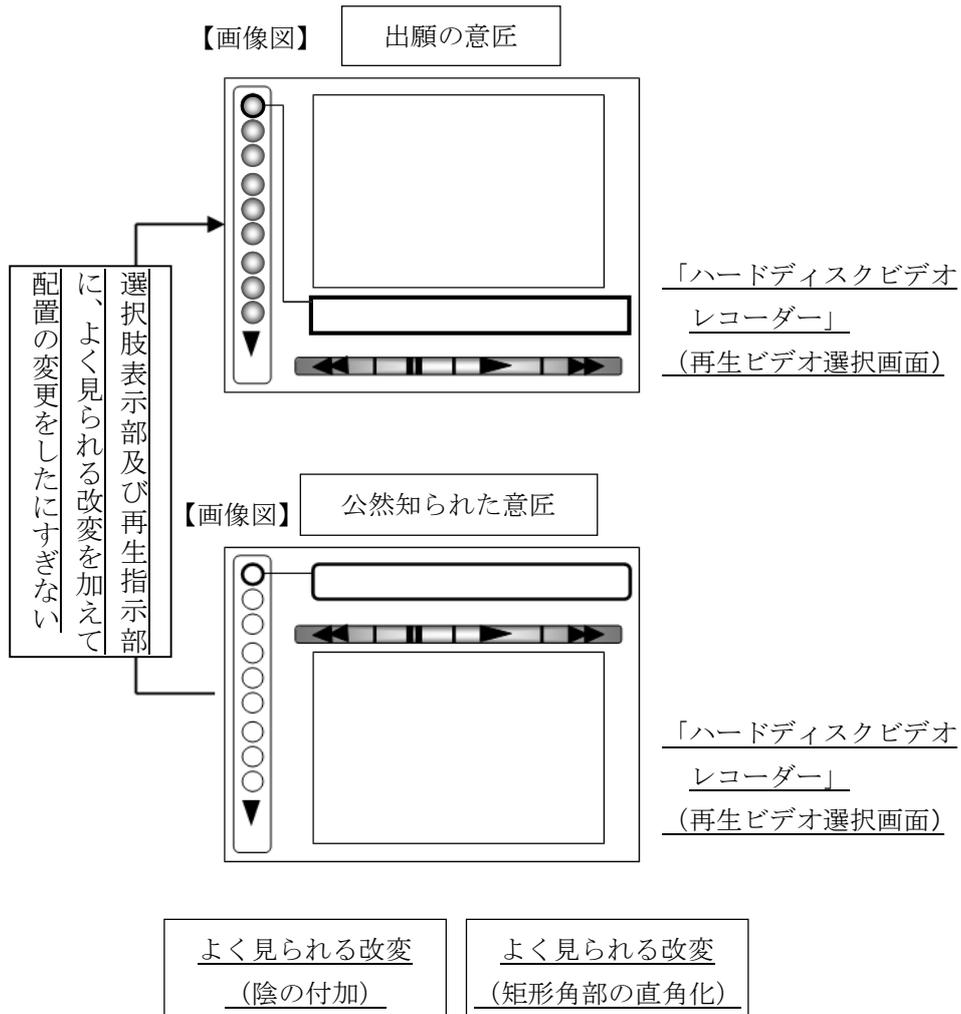
第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

③ 配置の変更による意匠

【事例】

公然知られた画像の一部を、よく見られる改変を加えて、配置を変更して表したにすぎない意匠

その意匠の属する分野において、画像の一部の配置を変更することは、当業者にとってありふれた手法である。



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

資料 2 (別紙)

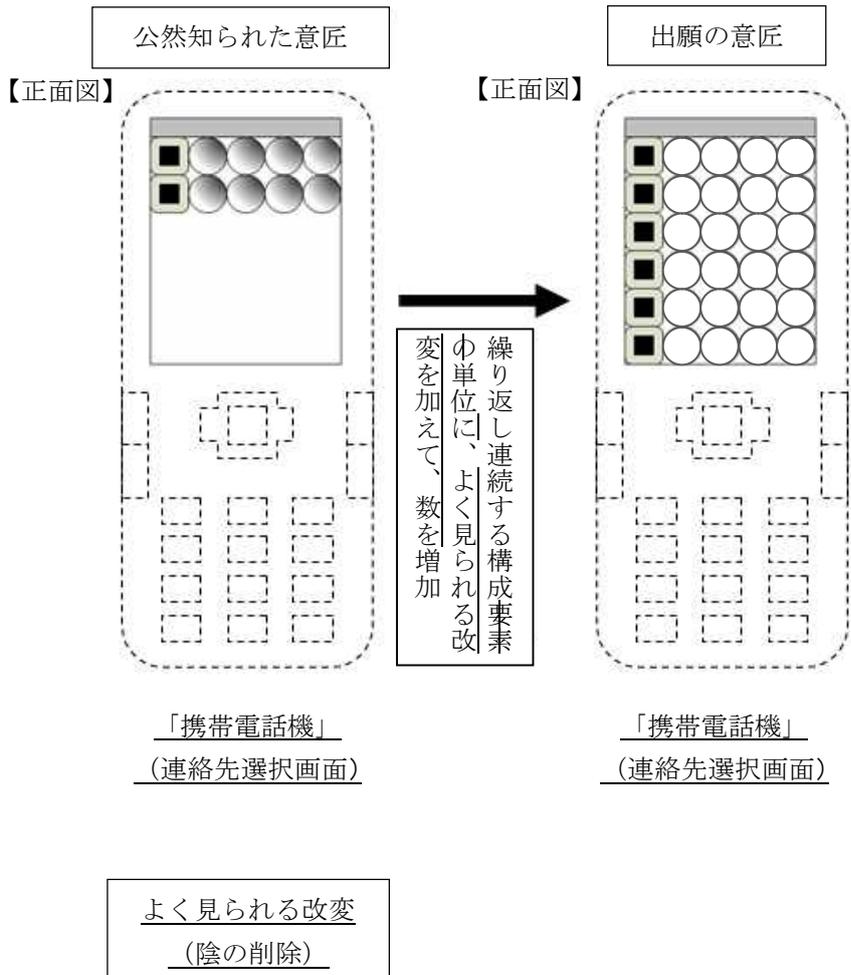
第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

④ 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠

【事例】

公然知られた画像の繰り返し連続する構成単位に、よく見られる改変を加えて、数を増加させて表したにすぎない意匠

その意匠の属する分野において、繰り返し連続する構成要素の単位を適宜増減させることは、当業者にとってありふれた手法である。



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

資料 2 (別紙)

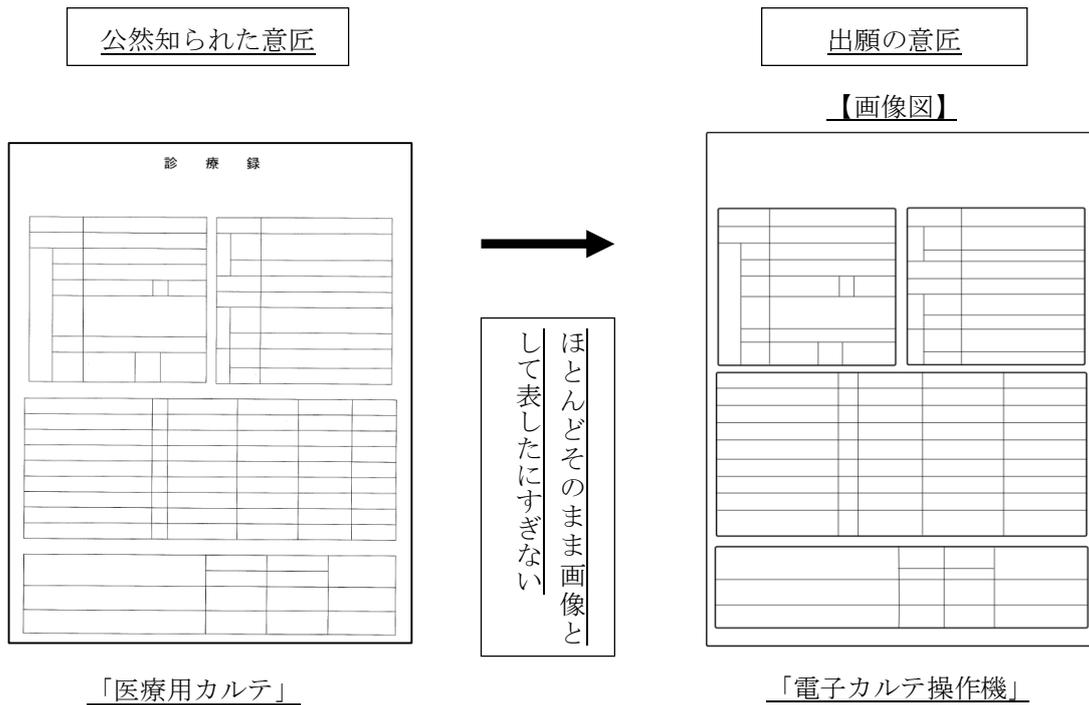
※新規に事例を追加

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

- ⑤ 物品の枠を超えた構成要素の利用・転用による意匠公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をほとんどそのまま表したにすぎない意匠

【事例 1】

公然知られた物品の外観を、ほとんどそのまま、画像として表したにすぎない意匠



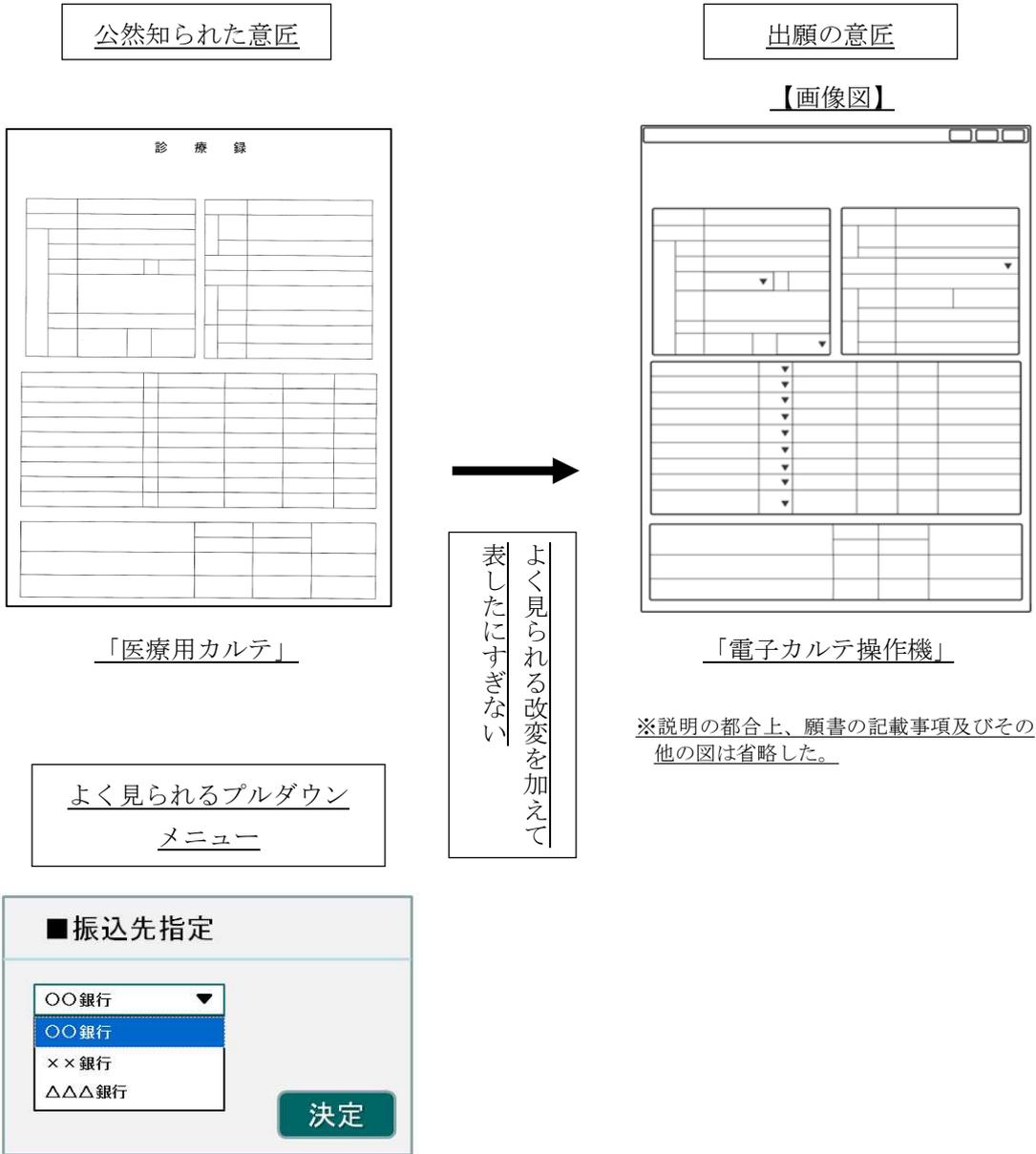
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

資料 2 (別紙)

※新規に事例を追加

【事例 2】

公然知られた物品の外観を、よく見られる改変を加えて、画像として表したにすぎない意匠

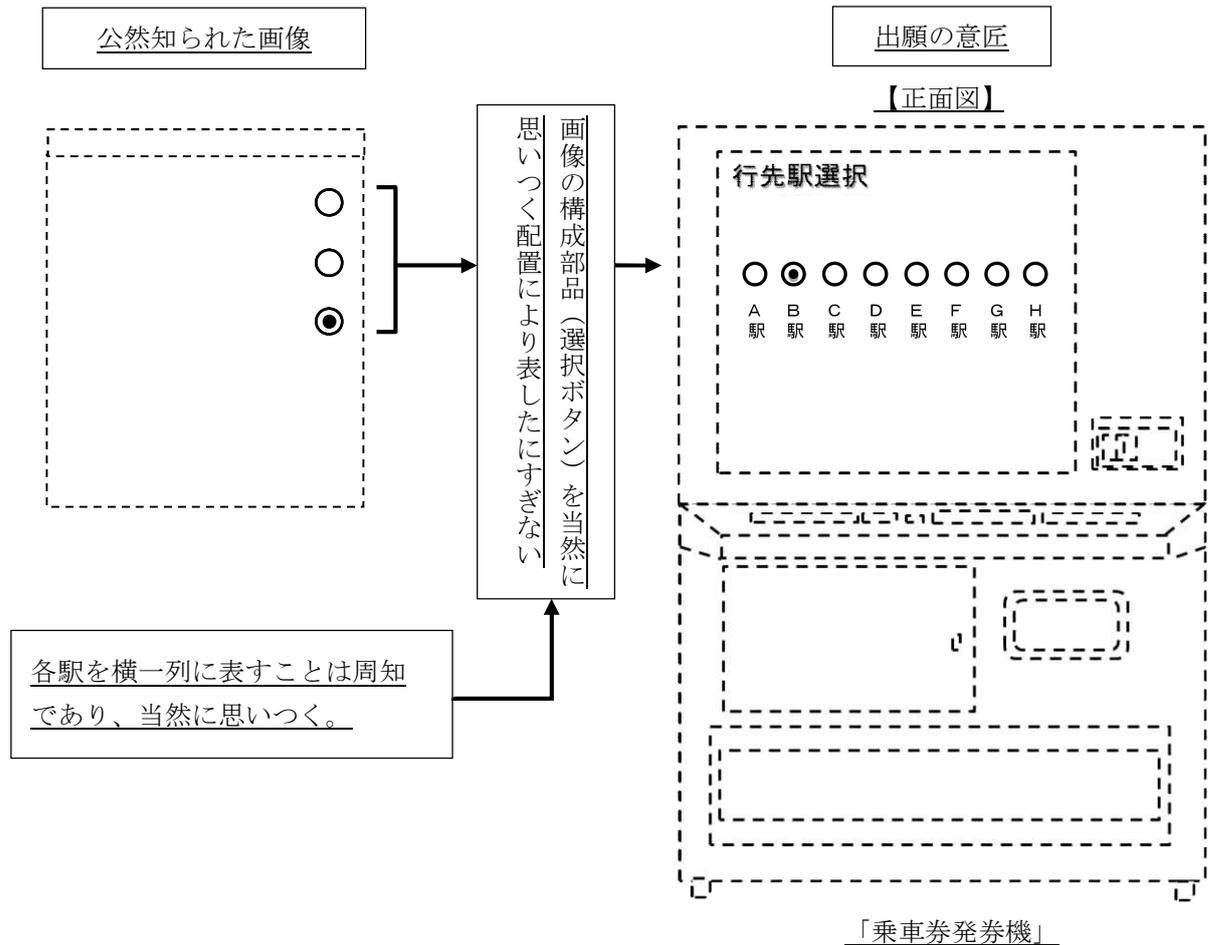


資料 2 (別紙)

※新規に事例を追加

【事例 3】

公然知られた画像の構成要素（画像の構成部品）を、ほとんどそのまま、当然に思いつく配置により表したにすぎない意匠（1）



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【参考】 画像の構成部品の例

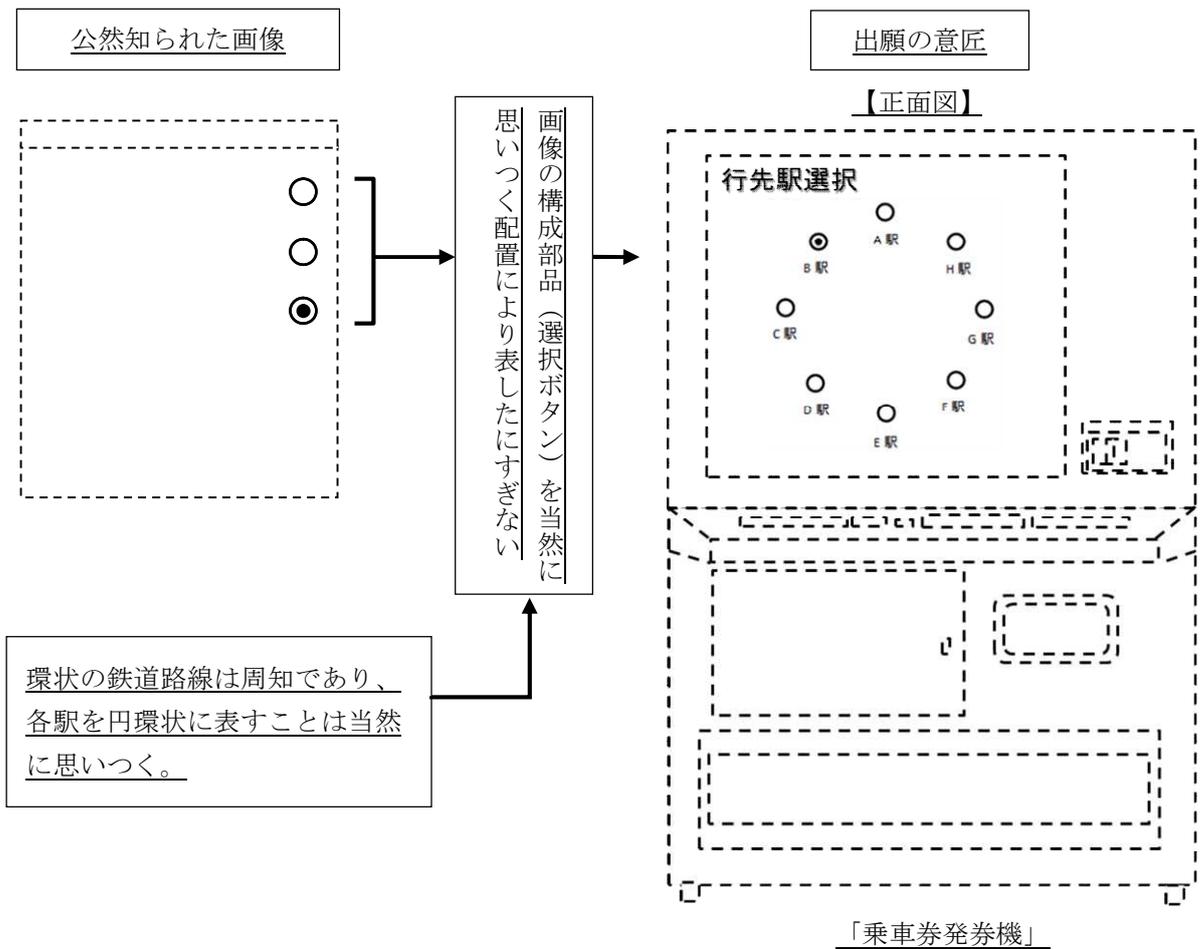
- チェックボックス
- ラジオボタン
- スクロールバー
- スライダー

資料 2 (別紙)

※新規に事例を追加

【事例 4】

公然知られた画像の構成要素 (画像の構成部品) を、ほとんどそのまま、当然に思いつく配置により表したにすぎない意匠 (2)



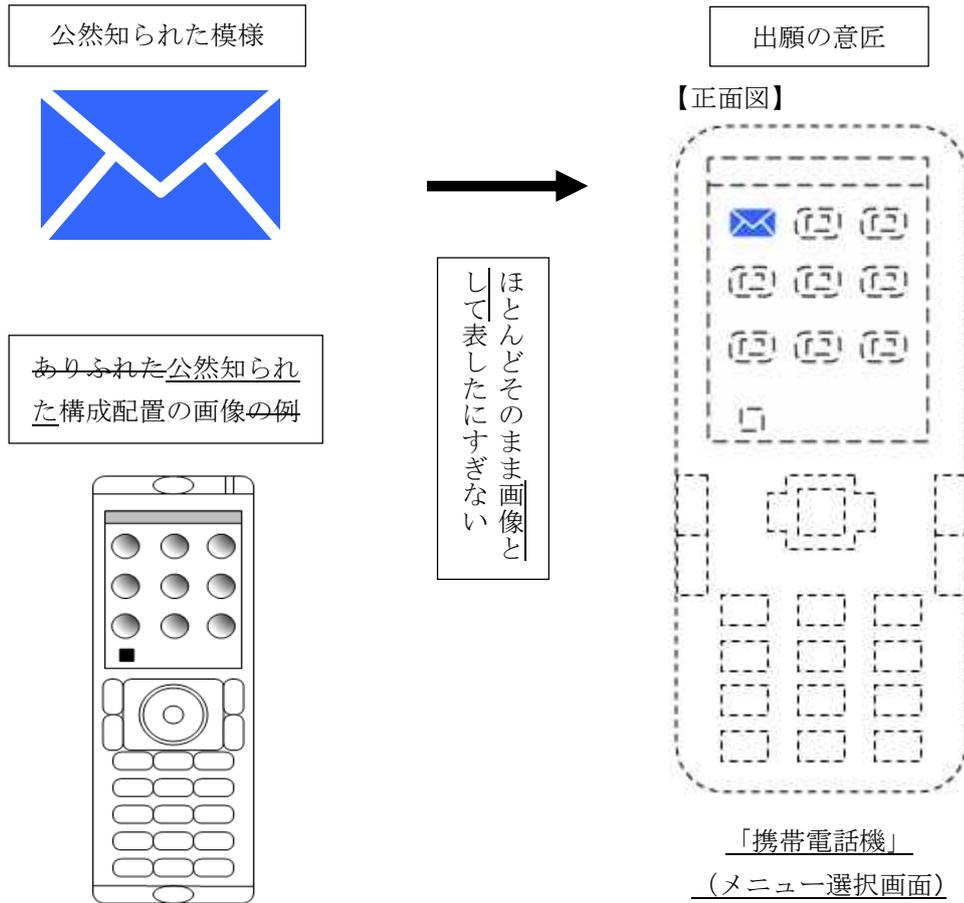
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

【事例 5】—【事例 1】—

公然知られた模様を、ほとんどそのまま、画像として表したにすぎない意匠
その意匠の属する分野において、画像の一部に公然知られた模様をほとんど
そのまま表すことは、当業者にとってありふれた手法である。



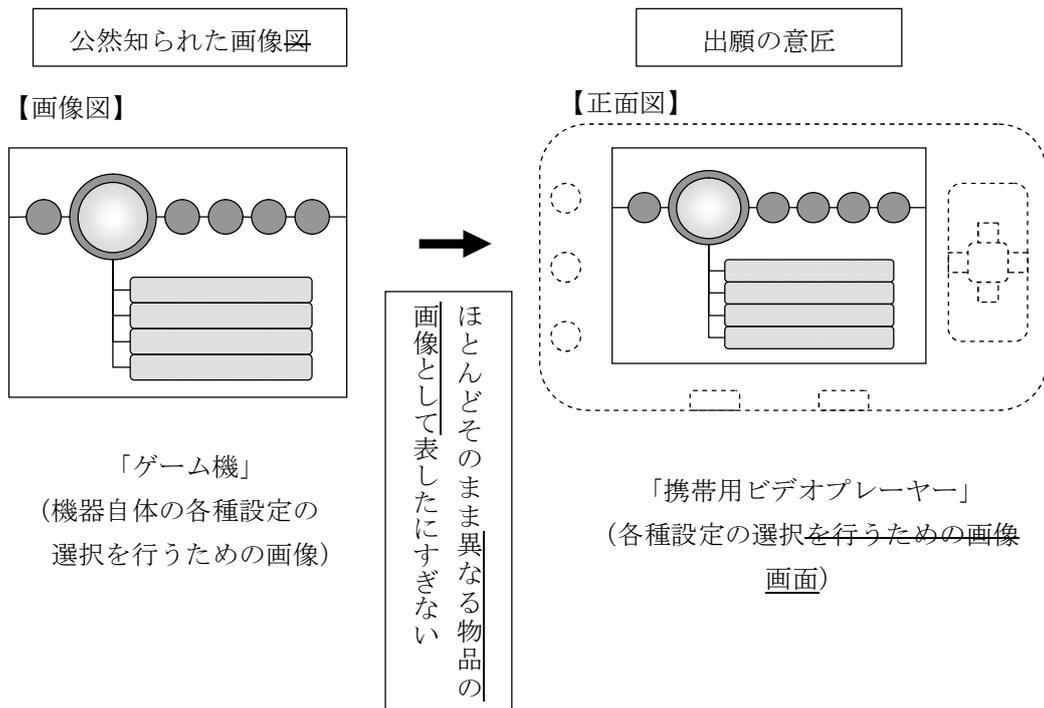
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

資料 2 (別紙)

【事例 6】-【事例 2】-

公然知られた画像を、ほとんどそのまま、異なる物品の画像として表したにすぎない意匠

~~その意匠の属する分野において、出願の意匠に公然知られた画像をほとんどそのまま表すことは、当業者にとってありふれた手法である。~~



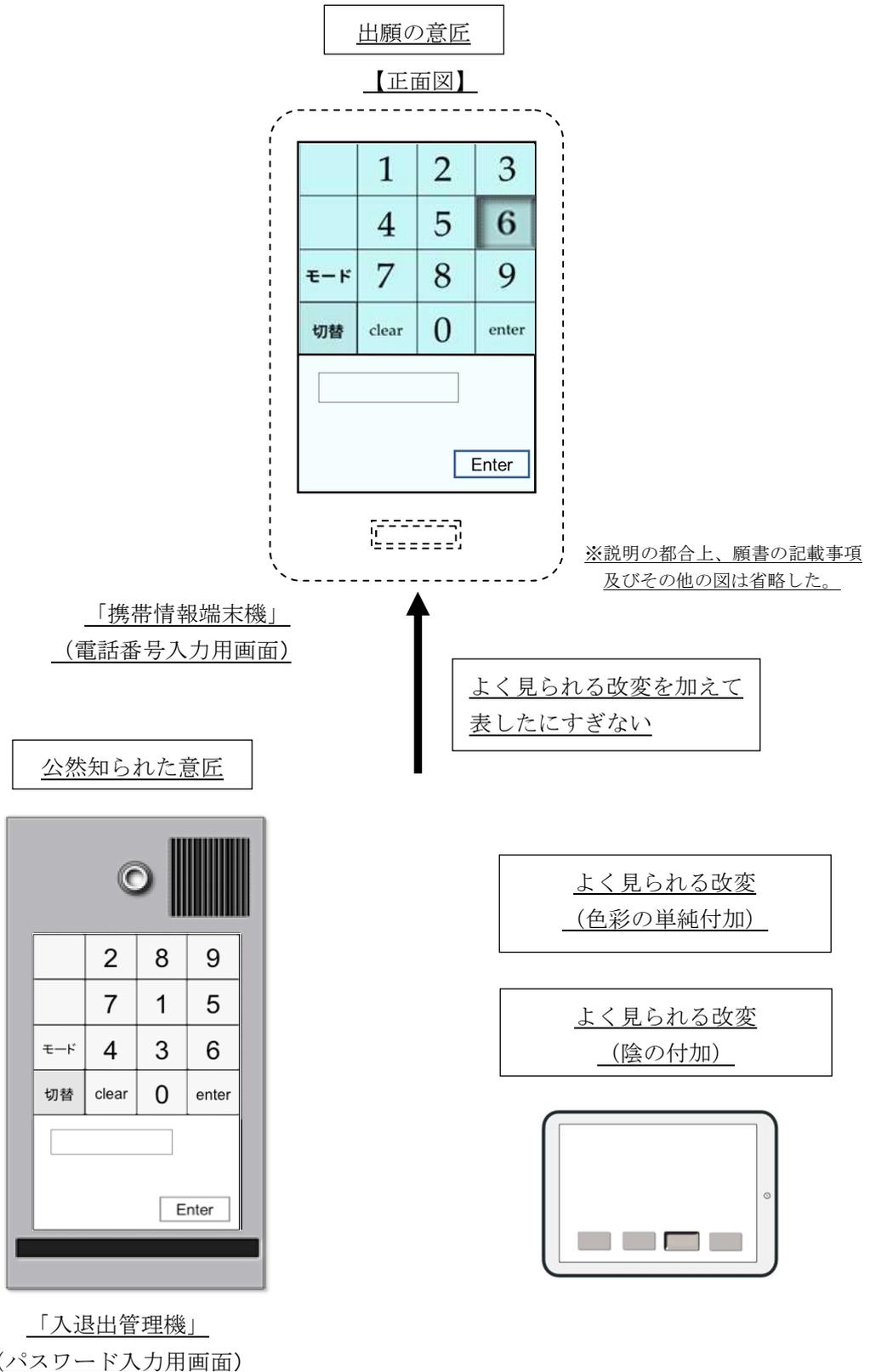
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

資料 2 (別紙)

※新規に事例を追加

【事例 7】

公然知られた画像を、よく見られる改変を加えて、異なる物品の画像として表したにすぎない意匠

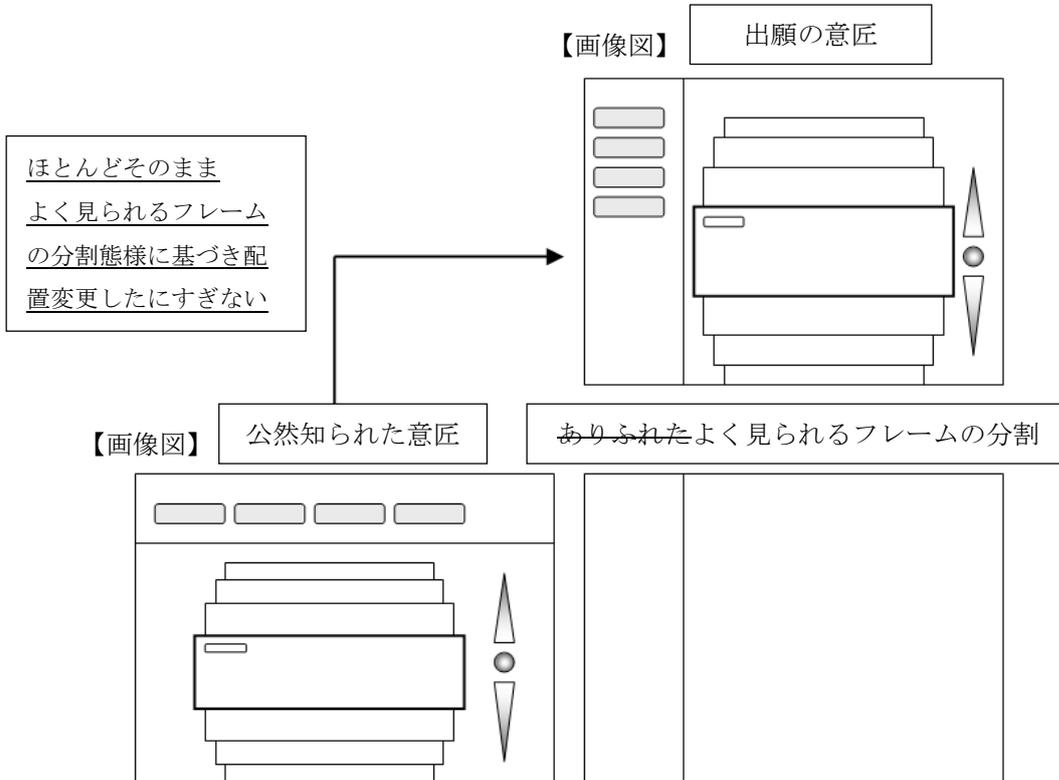


資料 2 (別紙)

⑥ フレームの分割態様の変更による意匠を変更したにすぎない意匠

【事例】

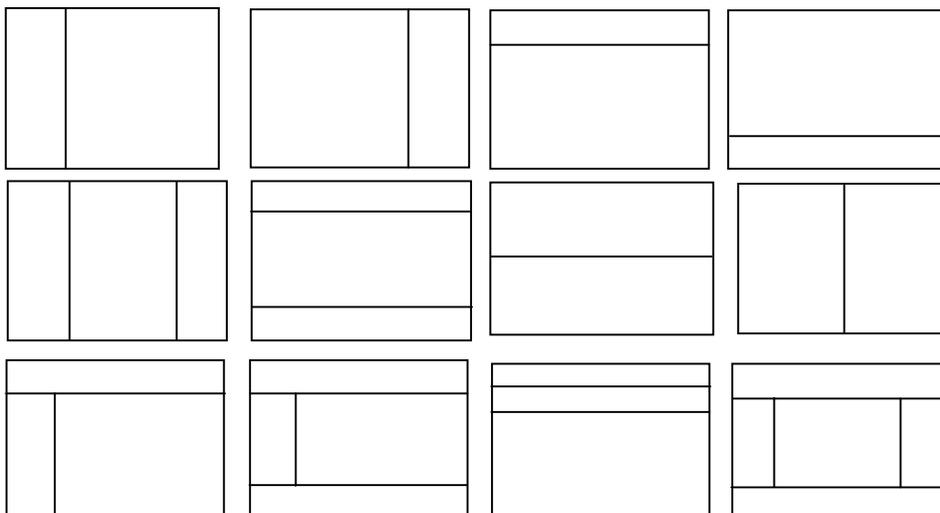
公然知られた画像を、ほとんどそのまま、よく見られるフレームの分割態様に基づき配置変更して表したにすぎない意匠



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した

【参考】

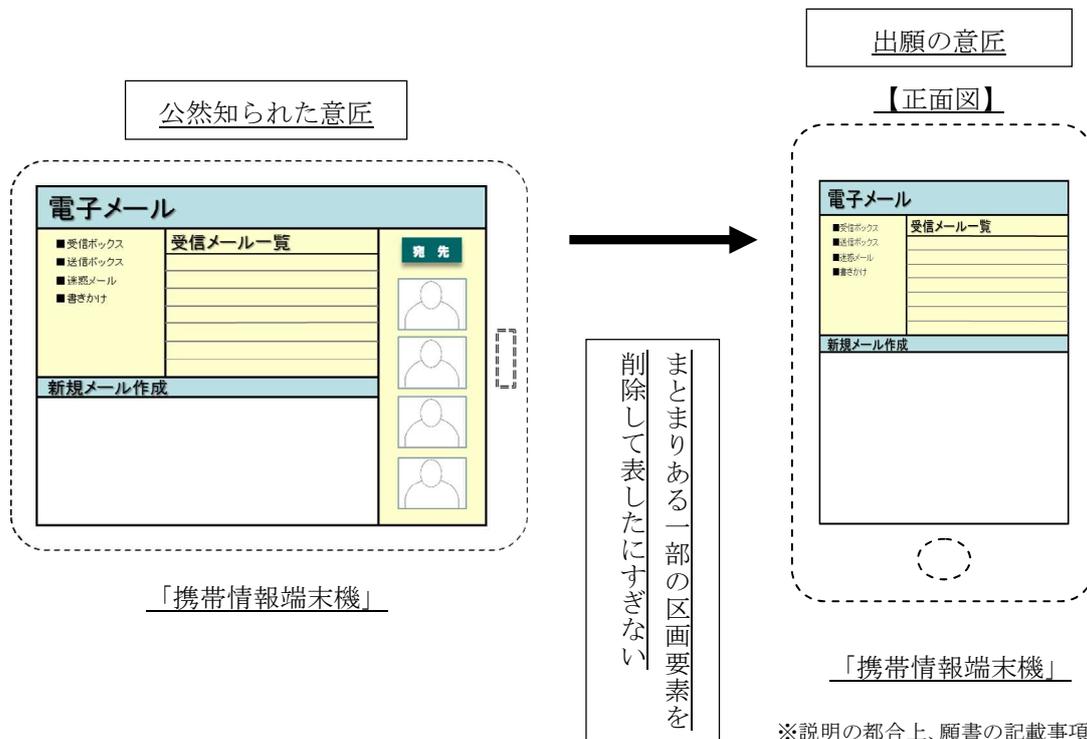
ありふれたよく見られるフレームの分割態様の例



⑦ まとまりある区画要素の削除による意匠

【事例】

公然知られた画像を、ほとんどそのまま、まとまりある一部の区画要素を削除して表したにすぎない意匠



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した

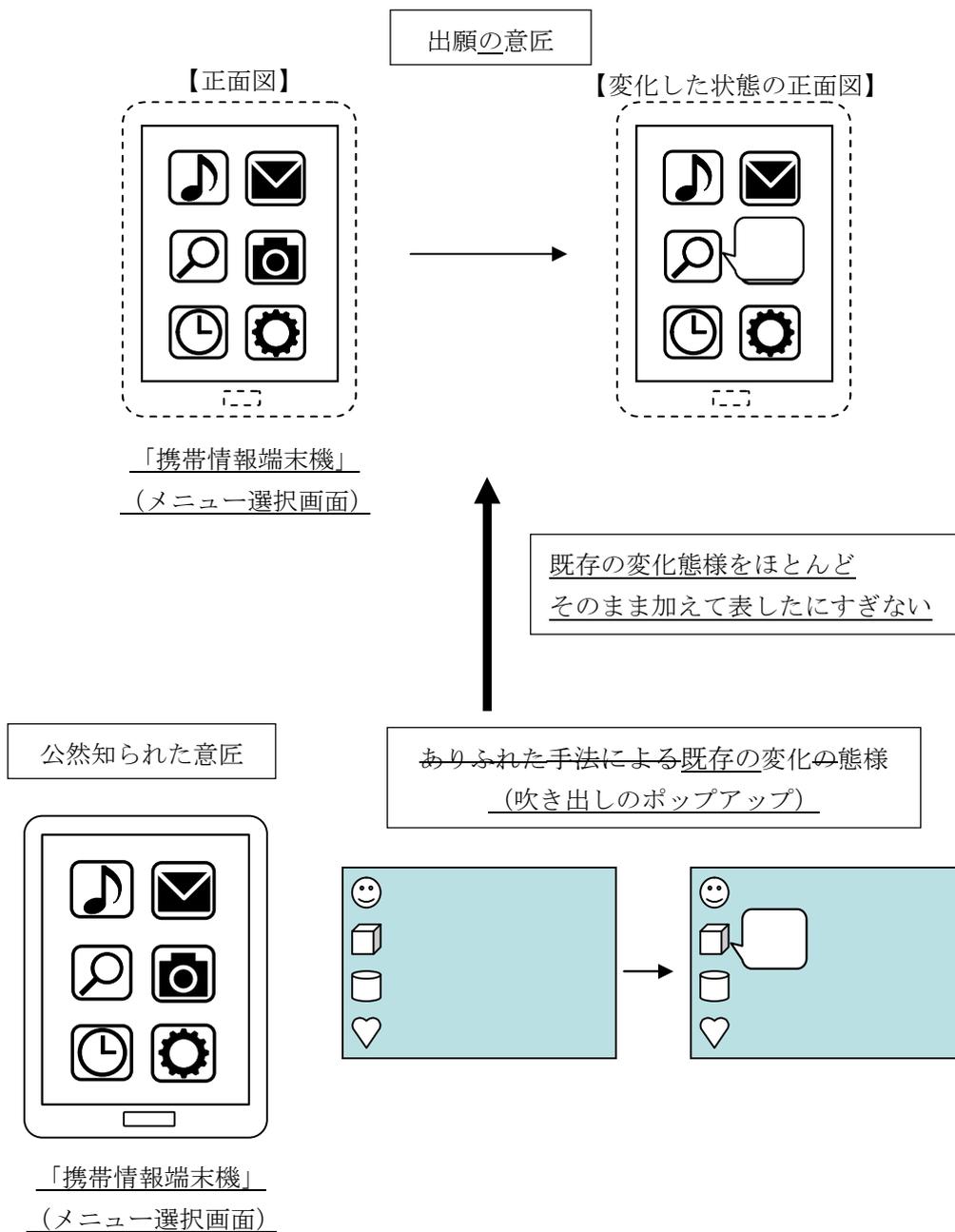
資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

⑧ 既存の変化態様の付加による意匠⑦公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づきありふれた手法による変化の態様を表したにすぎない意匠

【事例 1】

公然知られた画像に、既存の変化態様をほとんどそのまま加えて表したにすぎない意匠



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

※新規に事例を追加

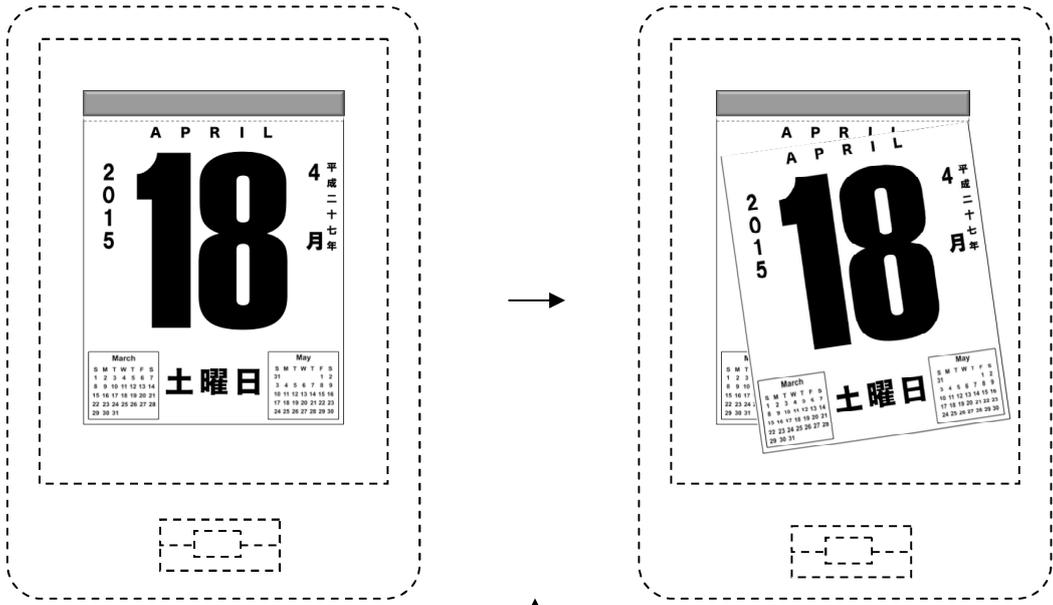
【事例 2】

公然知られた物品の外観に、既存の変化態様をほとんどそのまま加えて、画像として表したにすぎない意匠

出願の意匠

【正面図】

【変化した状態の正面図】



「携帯情報端末機」
(カレンダー表示画面)

既存の変化態様をほとんどそのまま加えて画像として表したにすぎない

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した

公然知られた意匠



「日めくりカレンダー」

資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

なお、変化前の画像が当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであっても、変化の様相が当業者にとってありふれた手法に基づく変化ではない場合には、出願意匠は容易に創作できたものとは認められず、意匠法第 3 条第 2 項の規定には該当しない。

74.4.4 画像を含む先願意匠の一部と同一又は類似の画像を含む後願意匠 から**74.6 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第 5 条の規定 まで <略>****74.7 74.8 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願**

画像を含む意匠の意匠登録出願についても、意匠法第 7 条に規定する要件を満たさなければならない。

判断基準については、全体意匠に関しては第 5 部「一意匠一出願」部分意匠に関しては第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.7「部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願」を参照されたい。

74.7.1 74.8.1 意匠法第 7 条に規定する要件を満たさないものの例**74.7.1.1 74.8.1.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例**

- (1) 画像を含む意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄に、物品の区分の後に「の画像」、「の画面」等の語を付したものは、(例えば、「ビデオディスクレコーダーの画像」)の記載があるときは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。
- (2) 付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載が以下に該当するものは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。
 - (a) 付加機能として総括的な機能を記載したもの
(例、「事務処理機能付き電子計算機」)
 - (b) 付加機能として抽象的な機能を記載したもの
(例、「決定機能付き電子計算機」、「選択機能付き電子計算機」)
 - (c) 一の具体的な付加機能を表したものでないもの

資料 2 (別紙)

(例、「携帯情報端末機能付き電子計算機」、「情報処理機能付き電子計算機」)

74.7.1.2 74.8.1.2 意匠ごとに出願されていないものの例

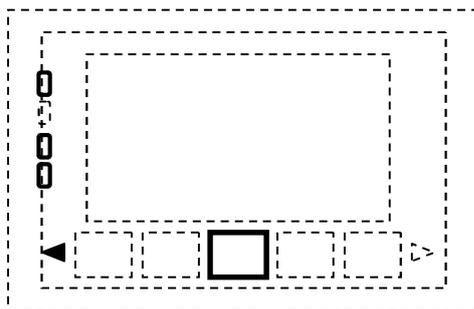
(1) 付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠の意匠登録出願において、二以上の異なる付加機能を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載したものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。ただし、当該二以上の付加機能が、同時に表示、使用される一の画像に係るものである場合は、この限りでない。

(2) 一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、二以上の異なる画像や物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取扱う。

資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

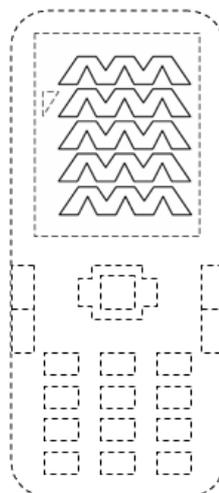
①(1) 形態的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形態、一組となる形態等、関連性をもって創作されるものは、形態的な一体性が認められる。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

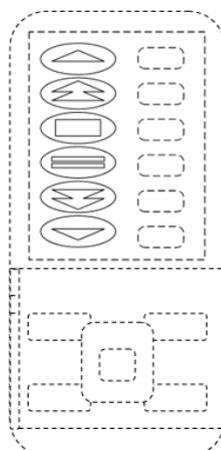
②(2) 機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

<以下略>

資料 2 (別紙)

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

改訂意匠審査基準の適用日について

改訂意匠審査基準第 7 部第 4 章は、「74. 4. 3 創作非容易性」については平成 28 年 4 月 1 日以降に審査される意匠登録出願に、「74. 4. 3 創作非容易性」を除く部分については同日以降の意匠登録出願に、それぞれ適用する。

以上